

八王子市 多文化共生推進プラン

国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、
共に暮らす多文化共生のまちづくりをめざして



平成25年（2013年）3月

八王子市

～多文化共生のまちづくりをめざして～

八王子市長 **石森孝志**



現在、約 9,000 人の外国人市民が居住している本市は、約 3,100 人の外国人留学生が地域 23 大学等に在学する国際学園都市です。また、平成 18 年（2006 年）には市制施行 90 周年を機に、中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市のアジアの 3 都市と海外友好交流協定を締結し、スポーツや舞踊、音楽等を通じた幅広い市民交流が活発に行われています。さらに、ミシュラン三ツ星観光地の高尾山を訪問される外国人観光客をはじめ、多くの外国人の方々が訪れる国際色豊かなまちでもあります。

本市ではこれまで、定住化が進む外国人市民への生活支援として、市民ボランティアの皆様と連携し、日本語学習支援や多言語による生活情報の提供、各種相談の対応などを行ってまいりました。しかし、外国人市民にとっては、教育、医療、住居、就労、防災など多くの生活場面において、言葉の壁や生活習慣・文化の違いなどによって生じるさまざまな問題が依然として顕在していることも事実です。

このような状況に対応するため、平成 18 年（2006 年）には、外国人市民会議を発足させ、そこでの提言を踏まえ、この度、「八王子市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。プランでは、2 つの基本目標を定めています。まず 1 つ目は、「外国人市民も安心して暮らせるまちの実現」に向けた外国人市民に対するコミュニケーション支援や生活支援の充実です。そして 2 つ目は、「国際感覚豊かな市民を育むまちの実現」に向けて、多文化共生意識の啓発と国際理解・国際交流の推進に取り組んでいくこととしています。この基本目標と具体的な施策の実現をめざして、「国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」を進めてまいります。

外国人市民が安心して暮らすことができ、地域の一員として、地域活動やまちづくりに積極的に参加していくことは、本市が誇る「地域力・市民力」をより高め、「活力ある魅力あふれるまちづくり」につながっていくものと考えております。本プランを着実に推進し、外国人市民にとっても、日本人市民にとっても、暮らしやすく、住んで良かったと思えるまちづくりをめざして取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、熱心にご検討いただきました国際化推進プラン検討委員会をはじめ、関係各位の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

目次

第1章 多文化共生推進プラン策定の目的と背景

- 1. プラン策定の目的1
- 2. 本市における外国人市民等の現状3
- 3. これまで行ってきた八王子市の国際化推進の取り組み5
- 4. 外国人増加に伴う主要な課題8

第2章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

- 1. プラン策定にあたって10
- 2. 八王子市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方11

第3章 推進施策とプランの体系

- 1. 施策の柱12
- 2. 計画期間12
- 3. 地域における各主体の役割と連携12
- 4. 施策の体系図13
- 5. 施策の方向性14

◇ 目標1 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

I コミュニケーション支援の充実14

- ・多言語等による情報提供の充実 <<事業No. 1～4>>
- ・日本語学習支援 <<事業No. 5～6>>
- ・外国人市民の自立と社会参加 <<事業No. 7～10>>

II 生活支援の充実20

- ・教育 <<事業No.11～15>>
- ・医療・福祉 <<事業No.16～19>>
- ・住居 <<事業No.20～22>>
- ・就労 <<事業No.23～24>>
- ・防災 <<事業No.25～28>>
- ・外国人留学生 <<事業No.29～31>>

◇ 目標2 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

III 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進33

- ・多文化共生意識の啓発 <<事業No.32～33>>
- ・国際理解・国際協力 <<事業No.34～36>>
- ・海外友好交流都市等との交流 <<事業No.37～39>>

資料

- 1. 外国人に関する市民アンケート40
- 2. 八王子市国際化推進プラン検討委員会設置要綱54
- 3. 八王子市国際化推進プラン検討委員会委員名簿56
- 4. プラン策定までの検討経過57

第1章 多文化共生推進プラン策定の目的と背景

1. プラン策定の目的

近年のグローバル化^{*1}の進展の中で、国境の垣根を越えて地球規模で資本、人、情報の移動が活発化しています。このような中、日本においても外国人の定住化が進み、身近な地域で外国人市民を見かけることは日常の光景となり、海外に行かなくとも外国人と触れあう機会が増えています。今日、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として共に認め合い、言葉の壁、心の壁を取り除き、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現が求められています。

一方、地方自治体では、地域における国際交流を通して異文化を相互に理解し、市民が国際感覚を養うことで地域が活性化し、特色あるまちづくりにつながる動きも加速しています。

八王子市には、中国、韓国・朝鮮^{*2}、フィリピン、ペルー、ブラジルなどのアジアや南米を中心に約 9,000 人の外国人市民が在住しています。また、約 3,100 人の留学生が地域 23 大学等^{*3}に在学する国際学園都市でもあります。その他にも、近年、高尾山には多くの外国人観光客が訪れ、また、市内では国際的な演奏会が行われるなど、本市を訪れる外国人は年々増えています。

こうした中、本市においては、外国人を受け入れるための体制を整備するとともに、様々な文化を持つ外国人市民と共に地域でさまざまな活動を行うことで、誰もが心豊かで安心して暮らせる魅力あるまちづくりにつながっていくことが期待されます。

そこで、本市では多文化共生に関するさまざまな施策を平成 25 年（2013 年）度からの新基本構想・基本計画の部門計画として体系化し、市民、企業、大学、行政、関係団体など、それぞれが主体となり、また連携・協力して本市の「多文化共生のまちづくり」を推進していくための基本指針として、本プランを策定しました。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

～総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」【平成 18 年（2006 年）3 月】から抜粋～

- *1 グローバル化 : 政治、経済、文化などが国境を越えて世界規模へと拡大することを意味します。
- *2 外国人市民 : 本プランでは、本市に生活拠点を有する外国籍住民に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の方も広く含みます。
- *3 地域 23 大学等 : 八王子市内にある大学、短期大学、高等専門学校の 21 校と周辺地域の 2 校を意味します。

◆なぜ多文化共生のまちづくりが必要なのか◆

多文化共生社会の実現に向けた取組みにより、市民が国際感覚を身につけ、多文化共生の意識を深めることで、日本人も外国人も市民一人ひとりが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりにつながっていくと考えています。

【地域の活性化】

グローバル化の進展に対応して外国人を受け入れていくためには、日本語学習の支援や多言語での情報提供などのコミュニケーション支援に積極的に取り組んでいく必要があります。そして、外国人市民の自立と社会参加の実現を促し、市民が国際理解を深めることにより、人のネットワークが拡大し、そこから生まれる意識と感性が、地域社会における新しい活力につながります。

【地域愛の確立】

外国人市民に対し、生活に関する支援（子どもの教育支援、医療通訳の派遣、防災体験の機会提供、その他各種情報提供など）を行い、外国人市民が地域で生活していくために必要となる基本的な環境を整えます。そして、外国人市民も地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことにより、国籍、民族、文化の違いを越え、日本人も外国人も八王子に住む市民として、共に認め合い、助け合い、活かし合いながら地域で暮らしていくことで、「八王子に住んで良かった」、「これからも八王子で暮らしたい」という地域愛の確立へとつながります。

【国際性豊かな市民感覚の醸成】

市民が外国人との交流により外国の文化等に触れることで、多様な文化、価値観、生活・行動様式の違いを理解し、尊重する開かれた人間性が培われます。特に、青少年の文化・スポーツを通じた海外交流や外国人留学生との交流などは、グローバルな視点でものごとを考え、国際理解が深まるきっかけとなり、国際性豊かな市民感覚の醸成につながります。

【地域からの国際協力・貢献】

市民が多様な文化との出会いや交流を通じて、異文化を理解することは、本市において培われてきた歴史・文化・風土などの良さを再認識することにもなります。国際理解教育、地域や留学生との交流事業などを通じ、人と人、地域と地域の相互理解が促進されます。また、市民が関連機関と連携して、自分たちの手でできる国際協力活動を行うことにより、地域からの国際協力・貢献につながります。

2. 本市における外国人市民等の現状

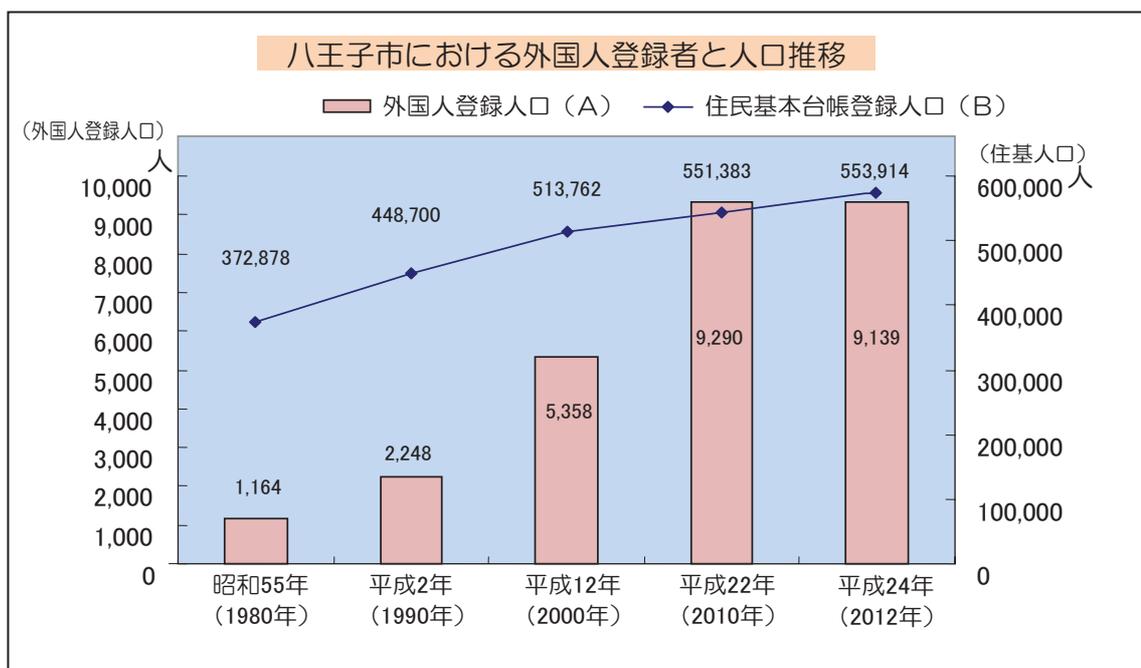
＜我が国の外国人登録者の増加＞

日本における外国人登録者数は、この10年で約169万人から約204万人へ増加し、20年前に比べると、2倍近い外国人が日本に暮らしています。 — 平成24年（2012年）12月末現在 —

＜八王子市における外国人登録者と人口推移 ……各年3月末現在＞

（単位：人）

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成24年 (2012年)
外国人登録人口(A)	1,164	2,248	5,358	9,290	9,139
住民基本台帳登録人口(B)	372,878	448,700	513,762	551,383	553,914
計(A+B=C)	374,042	450,948	519,120	560,673	563,053



本市の外国人登録者は、平成2年（1990年）は2,248人でしたが、平成12年（2000年）には5,358人、平成24年（2012年）には9,139人と10年毎に概ね倍増しています。

＜八王子市における外国人登録者の国籍内訳 ……平成24年（2012年）3月現在＞

（単位：人）

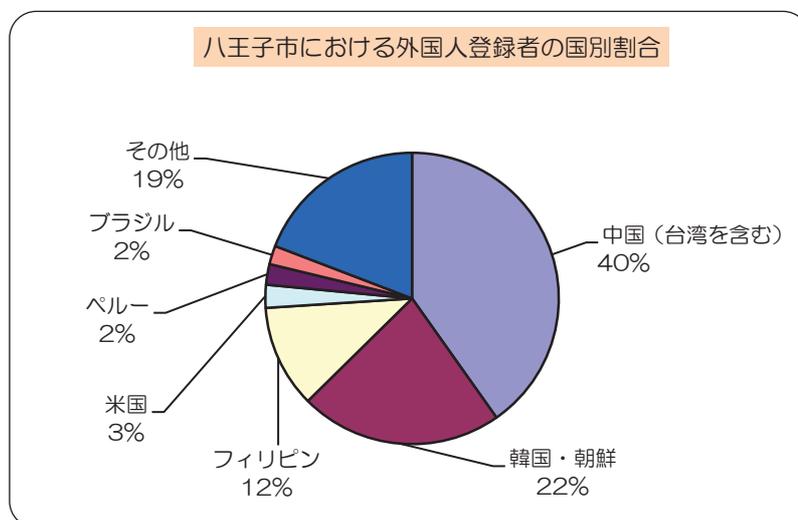
計	中国 (台湾を含む)	韓国・朝鮮	フィリピン	米国	ペルー	その他
9,139 (93か国)	3,784	2,098	1,072	240	204	1,741

外国人登録者を国籍別で見ると中国が3,784人で全体の約4割を占め、次に韓国・朝鮮、フィリピン、米国、ペルーと続いています。

＜八王子市における外国人登録者の国籍別状況 ・ ・ ・ 平成 24 年（2012 年）3 月末現在＞

本市の外国人登録者の国籍は、93 か国となっています。

- 1 中国（台湾を含む）
 - 2 韓国・朝鮮
 - 3 フィリピン
 - 4 米国
 - 5 ペルー
 - 6 ブラジル
 - 7 タイ
 - 8 ネパール
 - 9 マレーシア
 - 10 インド
- 全 93 か国



＜八王子市における外国人登録者の在留資格内訳 ・ ・ ・ 平成 24 年（2012 年）3 月現在＞

（単位：人）

計	永住者	留 学	特別永住者	日本人の配偶者	その他
9,139	2,387	1,848	884	965	3,055

※ 平成 24 年（2012 年）7 月の住民基本台帳法の改正により、外国人市民も住民基本台帳法の適用対象となったことから法改正前の外国人市民を「外国人登録者」と表現しています。

＜八王子地域 23 大学等における外国人留学生の内訳 ・ ・ ・ 平成 24 年（2012 年）5 月現在＞

◇ 留学生の在籍状況

（単位：人）

計	中央大学	拓殖大学	首都大学 東 京	帝京大学	その他
3,064	655	622	340	331	1,116

◇ 国籍の内訳

（単位：人）

計	中 国 (台湾を含む)	韓国・朝鮮	その他 (アジア)	その他 (ヨーロッパ等)
3,064	1,879	716	271	198

留学生の出身国・地域は、中国、韓国・朝鮮、その他のアジア、ヨーロッパ等の順となっており、アジアからの留学生が 93%を占めています。

3. これまで行ってきた八王子市の国際化推進の取組み

八王子市の国際化推進施策

本市では、国際化推進に向けてこれまでに次のような施策を推進してきました。

平成元年（1989年）に、外国人留学生に対する支援事業として、市内に居住し市内の大学等に在籍する、経済的な援助が必要な私費留学生に対し、奨学金の支給援助を開始しました。

その後、外国人の定住化や留学生の増加が見込まれ、日本人市民と外国人市民が交流する機会が確実に増えていくものと予想しました。以降、市民生活のさまざまな場面において、外国人との交流を通して異文化に対する理解を深めると同時に、外国人市民にとっても住みやすく魅力のあるまちづくりを推進していくため、留学生奨学金支給、国際化施策の推進・啓発、外国人市民との交流事業、外国語による生活情報の提供や海外姉妹都市提携に関する情報収集などを進めてきました。

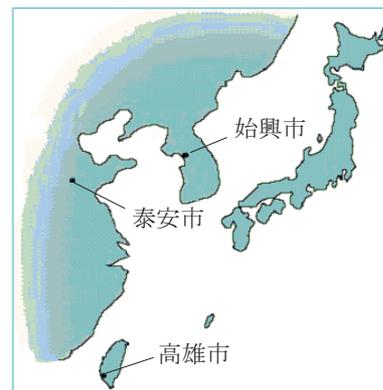
平成16年（2004年）には、外国人支援を行う5つの市民団体により「八王子国際交流団体連絡会」（以下「連絡会」という。）が設立され、合わせて本市では八王子スクエアビル11階に「国際交流コーナー」を設置し、その運営を連絡会に委ねました。平成20年（2008年）には連絡会が母体となって、八王子国際協会が誕生しました。

本市では、平成18年（2006年）に市制施行90周年を迎えたことを機に、市民の国際理解を深め、国際感覚を養うため、本市との共通点があり比較的往来しやすい距離のアジアの3都市（中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市）と友好交流協定を締結し、市民交流を推進することとしました。

また、平成18年（2006年）の国の「多文化共生推進」の方針を受けて、同年9月に学識経験者、外国人市民、公募市民などで構成する「八王子市外国人市民会議」を設置。以降、平成23年（2011年）1月まで、3期に渡って「教育」、「医療」、「住居」、「就労」、「防災」について議論が行われ、市民会議から市に対して提言をいただきました。

平成21年（2009年）には市民活動推進部に国際交流課を置き、国際化推進施策や地域の国際化について、市民と行政がより一層の協働関係で取り組むこととしました。

海外友好交流都市



市の国際化推進組織の変遷

平成 2 年（1990 年）	7 月	生活文化部	文化課
平成 11 年（1999 年）	7 月	生涯学習部	交流課
平成 16 年（2004 年）	4 月	市民活動推進部	学園都市文化課
平成 18 年（2006 年）	4 月	市民活動推進部	学園都市文化課国際化推進担当
平成 21 年（2009 年）	10 月	市民活動推進部	国際交流課

<外国人市民会議（第1期～第3期）の設置>

平成18年（2006年）3月に、総務省が発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」(以下「多文化共生の推進に関する研究会報告書」という。)による国の方針を受けて、本市は外国人市民の社会参加を推進し、外国人市民と日本人市民がお互いの文化等を理解し、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを進めることを目的として、平成18年（2006年）9月に「外国人市民会議」を設置しました。第1期の会議では、「教育」をテーマに議論し、平成19年（2007年）7月に、日本語の学習支援や多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進などを含む提言書が市長に提出されました。

平成20年（2008年）3月からの第2期外国人市民会議では、「医療・住居」をテーマに議論し、同年12月に結果をまとめ、外国人市民への情報提供支援や医療通訳者派遣システムの構築などを盛り込んだ提言書が市長に提出されました。

平成22年（2010年）2月からの第3期の外国人市民会議では、「就労・防災」をテーマに議論し、関係機関との連携による就業支援や災害への対応などをまとめた提言書が平成23年（2011年）1月に市長に提出されました。



<第1期～第3期 市民会議提言書>

<外国人留学生への支援>

外国人留学生奨学金

八王子市では、平成元年(1989年)度から外国人留学生のために奨学金制度を実施しています。この制度は、市内在住の私費留学生に奨学金を支給することにより、外国人留学生のみなさんが安心して学業に専念できるよう、経済的な援助を行うものです。

(奨学金の支給金額：10,000円/月、支給期間：1年間)

外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金

この制度は、外国人留学生が八王子市で賃貸住宅を借りる時の保証人代行機関（日本国際教育支援協会、民間の保証人代行制度）を利用した際、その経費の一部を市が補助する制度として、平成20年（2008年）度から実施しています。(上限9,000円)

<多言語による情報提供「外国人向け情報紙（Ginkgo）」>

Ginkgoは、英語で市の木「イチョウ」のことです。

外国人向けの情報紙として、市の事業、地域の行事、八王子国際協会の事業をはじめ、生活の上で役立つ情報を発信しています。

年6回(隔月)、「英語」、「中国語」、「韓国・朝鮮語」、「スペイン語」の4か国語を日本語と併記して発行し、市の窓口等で配布しています。



<外国人向け情報誌（Ginkgo）>

<海外友好交流都市との交流>

八王子市では、平成 17 年（2005 年）度まで国外に友好都市として協定を締結している都市はありませんでしたが、市制施行 90 周年を機に、平成 18 年（2006 年）に中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市の 3 都市と友好交流協定を締結しました。選定に際しては、幅広く活発な市民交流を期待することから、比較的行き来しやすいアジア地域から選定し、これまで青少年交流や文化交流、スポーツ交流など、様々な分野での交流を行っています。

◇ 海外友好交流都市との協定締結日 ◇

中国・泰安市 平成 18 年（2006 年）9 月 23 日
台湾・高雄市 平成 18 年（2006 年）11 月 1 日
韓国・始興市 平成 18 年（2006 年）11 月 7 日

八王子国際協会の設立

八王子国際協会は、市民団体、関係機関や行政との協働により平成 20 年（2008 年）7 月に設立されました。

八王子国際協会は、これまで培われてきたボランティアの力を結集し、市民主体で立ち上げた団体であり、今後ますます増えていくと思われる外国人市民を地域の一員として迎え、誰もが心豊かで安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指そうとする市民団体です。協会は、個人会員、団体会員及び賛助会員で構成されており、語学ボランティアや医療通訳ボランティア、災害時通訳ボランティアなど、会員がボランティアとして活躍できる場を創出しています。

企業、大学、関連団体などとの連携を強化し、組織のさらなる発展に向け、自主事業の充実や市の補助・委託事業として、外国人の生活・コミュニケーション事業である在住外国人サポートデスク、子どもたちへの国際理解教育、学習支援などの事業に取り組み、多文化共生社会の実現をめざしていきます。



<八王子国際協会のある
八王子スクエアビル>

<八王子国際協会の取組み>

八王子国際協会では、国際協会が主催する自主事業のほか、本市からの委託事業を実施しており、市の補助金、委託料及び協会の自主財源によって運営されています。

- 外国人のための生活コミュニケーション事業
 - ✿ 在住外国人サポートデスク（生活相談窓口）
 - ✿ 行政書士による相談会
 - ✿ 日本語ボランティア養成講座
 - ✿ 外国人のための無料専門家相談会
 - ✿ 国際交流ボランティア養成講座



<日本語ボランティア養成講座>

- 国際交流事業
 - ✿ 国際交流フェスティバル
 - ✿ 留学生と市民との交流プログラム
 - ✿ 世界のひととふれあいタイム
- 国際理解事業
 - ✿ 学校等で行う国際理解教育
 - ✿ 語学学習シリーズ

八王子国際協会の主な取組み実績

◆ 在住外国人サポートデスク

日常生活での困りごとの相談を受ける

※ 相談内容は、日本語支援、生活、就労の順で多い。

サポートデスク相談件数の推移 (単位：件)

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
受付件数	425	370	359

◆ ボランティア通訳派遣・翻訳

通訳・翻訳を行うボランティアの派遣等

※ ボランティア通訳派遣は、医療機関への通院や日常生活に関する相談などが多い。

ボランティアの派遣等件数の推移 (単位：人)

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
通訳・翻訳	72	125	169

◆ 八王子国際協会 会員数

個人会員、団体会員、賛助会員数の推移

会員数の推移 (各年 5 月時点) (単位：人・団体)

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
個人会員	191	251	308
団体会員	8	8	8
賛助会員	3	4	5

◆ 日本語ボランティア養成講座の実施状況

外国人市民に日本語を教えるボランティアの育成を行う講座の推移

講座の推移 (単位：回〔人〕)

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
入門講座	10〔34〕	6〔24〕	6〔30〕
ステップアップ講座	5〔22〕	10〔34〕	—
子ども日本語支援講座	—	—	14〔30〕

4. 外国人増加に伴う主要な課題

平成 18 年（2006 年）度、平成 20 年（2008 年）度及び平成 22 年（2010 年）度の「外国人市民会議」からの提言書と、平成 23 年（2011 年）度実施した外国人市民及び日本人市民へのアンケート調査から以下のような課題が挙げられました。

<地域では・・・>

- 外国人市民の居住の状況がつかめない。
- 町会・自治会に加入している外国人市民が少ない。
- 日本人も外国人の中へ入っていく勇気がない。
- 生活習慣が違うため、ごみ出し等の問題が発生している。

<教育では・・・>

- 教育委員会や学校等からの通知が多言語化されていない。
- 外国人児童・生徒等の日本語の能力を正確に把握することが難しい。
- 同じ学校内での外国人児童・生徒等の保護者間のネットワークや情報がない。
- 日本語学級が遠くて通えない。

<医療では・・・>

- 外国人市民に日本の医療システムの説明やどこに医療機関等があるかなどの情報が十分に伝わっていない。
- 外国人市民が受診する際、言葉の問題から適切な診察を受けられないことがある。
- 外国人市民は言葉の壁によって、受診が遅れ、重症化してしまうケースがある。
- 外国人市民は言葉の壁により、出産・育児について、不安が大きい。

<住居では・・・>

- 外国人という理由だけで、一方的に入居を断られるケースがある。
- 外国人が住居を借りる時に必要な保証人を探すことが困難である。
- 外国人にとって、敷金・礼金の制度は、なじみが薄いため、なかなか理解できない。
- 地域コミュニティが希薄になる中、特に外国人市民は言葉の問題からも隣近所から生活情報を得にくくなっている。

<就労では・・・>

- 外国人であることを理由に採用を断られる場合がある。
- 外国人の中には、日本での就労に対する知識がないため、就労できなかつたり、定着できず離職するケースがある。
- 日本人と対等に働けていないなど「心の壁」を感じ、精神的な負担を抱えている外国人が多い。

<防災では・・・>

- 災害時に自分が何をすべきか、家具の転倒防止対策など基本的な知識がなく、災害に対する認識が不足している外国人市民が多い。
- 地域の防災訓練への外国人市民の参加が少ない。
- 緊急時の外国人市民の所在把握がむずかしい。
- 災害時に必要な外国語の通訳ボランティアの情報やネットワークがない。
- 災害に関して多言語化した情報があっても、外国人市民に届いていない。

外国人市民の増加に伴い、言葉や文化、生活習慣の違いから、地域では、ごみ出しや騒音といった生活上のトラブルが発生しています。また、外国人市民の町会・自治会への加入率も低く、外国人の存在はわかっているにもかかわらず社会的な関係が薄い、いわゆる「顔の見えない存在」となっています。

また、外国人市民が安心して医療を受けられる環境整備も必要です。さらに、外国人児童・生徒等の増加に伴い、教育現場では言葉の問題や不就学等さまざまな課題があります。

第2章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

1. プラン策定にあたって

本市では、平成 15 年（2003 年）3 月に策定した市の基本構想・基本計画、「八王子ゆめおりプラン」の中で、文化交流の推進施策として、「国内の都市をはじめ、外国の人々や海外諸都市との交流を市民と協力しながら推進することにより、広い視野と国際性豊かな市民感覚を養う」という方向性を示し、国際化のまちづくりをめざしてきました。

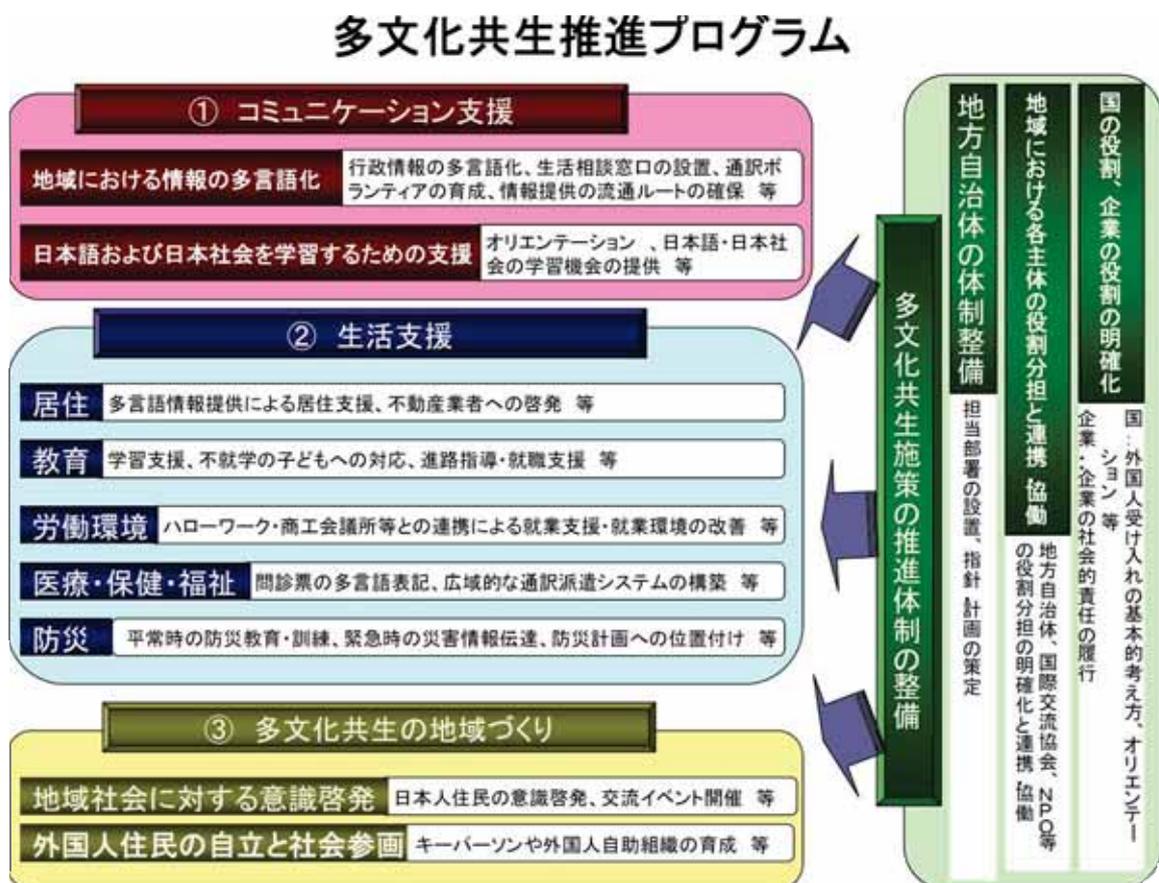
また、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において、「それぞれの市区町村は多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、外国人を直接支援する主体として取り組むこと」とされました。この指針をもとに、本市においても「外国人市民会議」を設置し、3 期に渡り検討を重ねてきました。

【参考】

総務省

「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」

【平成 18 年（2006 年）3 月】より抜粋



2. 八王子市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方

総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、地方自治体が多文化共生を推進するうえで必要となる「多文化共生施策の推進体制の整備」について考え方が示されました。これを受け、本市では「外国人市民会議」を設置し、「教育」、「医療」、「住居」、「就労」、「防災」の各分野における提言を受け、八王子国際協会との協働により国際化推進施策に取り組んできました。

とりわけ、平成 23 年（2011 年）に発生した未曾有の東日本大震災を受け、外国人市民も地域の一員として暮らしていくための地域コミュニティの形成は、今後、優先的に取り組むべき課題として改めて浮き彫りとなりました。

本市には約 9,000 人の外国人市民が暮らし、また、地域 23 大学等には約 3,100 人の外国人留学生が通っています。このような中、災害時に留学生が通訳ボランティアとして活躍するためのしくみづくりを推進するほか、外国人市民が地域活動に参加することで多文化共生のまちづくりにつながっていくと考えています。さらに、外国人の定住化に伴い、外国人市民に対する医療問題や教育の問題など、多くの課題が山積しています。

このような背景を踏まえ、本市では今後取り組むべき施策の基本理念を「多文化共生のまちづくり」として掲げ、今後 10 年間の施策の方針を示すために本プランを策定することとしました。

(1) 基本理念

国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、
活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり

(2) 多文化共生のまちづくりを推進していくうえでの基本目標

基本目標 1

外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

＜施策の柱 : コミュニケーション支援の充実・生活支援の充実＞

基本目標 2

国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

＜施策の柱 : 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進＞

～多文化共生意識の醸成を通して、多文化共生のまちづくりが実現されます。～

第3章 推進施策とプランの体系

1. 施策の柱

プランの基本理念、基本目標を踏まえ、本市の特性を活かしながら、めざすべき多文化共生推進施策を三本の柱を中心に計画的に取り組みます。



I コミュニケーション支援の充実

外国人市民が生活していくうえで必要なコミュニケーションの支援を行うとともに、市政情報などをやさしい日本語や多言語で提供します。また、外国人市民が積極的に社会参加できるような機会を提供します。

II 生活支援の充実

外国人の定住化が進む中、外国人市民も地域で安心して生活できるよう、これまでの「外国人市民会議」第1期から第3期までの提言を踏まえ、教育、医療・福祉、住居、防災、就労、外国人留学生の生活に関する支援等の更なる充実を図っていきます。

III 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

地域に住む外国人市民や海外友好交流都市との市民交流事業を通して、市民の多文化共生意識を啓発するとともに、市民の国際感覚を醸成し、国際理解を深めていきます。

2. 計画期間

計画期間は、平成25年(2013年)度からの10年間とし、計画の目標年度を平成34年(2022年)度とします。

また、計画期間中であっても、様々な社会状況等の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていきます。

3. 地域における各主体の役割と連携

- (1) **市民の役割** 市民や外国人支援ボランティア団体等には、独自性と創造性を活かし、外国人市民のための日本語支援や交流事業等、多文化共生の担い手としての主体的な活動を期待します。
また、外国人市民には、日本の文化や習慣を理解するとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加することを期待します。
- (2) **地域の役割** 町会・自治会、NGO・NPO、企業、教育機関等の関係機関には、その専門性や広いネットワークを活かした、日本人市民への多文化共生の意識啓発や外国人市民への支援等の地域貢献を期待します。
- (3) **行政の責務** 市は、外国人市民への行政サービスの提供者であるとともに、多文化共生のまちづくりの指針を掲げ、地域における各主体と連携し、多文化共生社会の実現に向けた体制づくりを担います。

4. 施策の体系図

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策
多文化共生のまちづくり	< 目標 1 > 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現	Ⅰ コミュニケーション支援の充実	1. 多言語等による情報提供の充実	1 行政情報、各種申請書、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記
				2 多言語及びやさしい日本語による窓口対応、相談事業の充実
				3 通訳・翻訳ボランティア等の育成と活用の充実
				4 外国人観光客等への情報提供の充実
			2. 日本語学習支援	5 日本語学習支援者の育成と活用の充実
				6 外国人市民向け日本語学習の機会提供
			3. 外国人市民の自立と社会参加	7 外国人市民によるネットワークの構築支援
				8 外国人市民の自立と社会参加を促す外国人キーパーソンの育成
				9 外国人市民の地域社会活動への参加支援
		10 外国人市民が集い、情報交換できる場の支援		
		Ⅱ 生活支援の充実	1. 教育	11 学校入学前の就学案内等、多言語による情報提供
				12 外国人児童・生徒等への日本語による学習支援
				13 不就学の外国人児童・生徒等への対応
				14 外国人児童・生徒等の進路指導及び就職支援
				15 外国人児童・生徒等の保護者に対する情報提供の充実
	2. 医療・福祉		16 多言語で対応できる医療機関の情報提供等、医療・福祉関連情報の充実	
			17 医療通訳者派遣システムの構築	
			18 外国人市民にもわかりやすい健康相談等の実施	
			19 外国人市民にもわかりやすい子育てや福祉に関する各種相談窓口の充実	
	3. 住居		20 多言語による住宅関連情報の充実	
			21 外国人への入居差別の解消、居住支援の充実	
			22 外国人市民の町会・自治会等への加入促進	
	4. 就労		23 外国人市民の就業環境の改善等に関する雇用関係者への意識啓発	
			24 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい労働相談窓口の充実	
	5. 防災		25 災害時に提供する情報の多言語化	
			26 外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発	
			27 災害時における外国人支援体制の整備	
			28 災害時の通訳ボランティアの育成・支援	
	6. 外国人留学生	29 大学コンソーシアムとの連携事業の促進		
		30 企業との連携による外国人留学生への就職支援		
		31 外国人留学生への生活支援		
	< 目標 2 > 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現	Ⅲ 多文化共生意識の啓発 国際理解・国際交流の推進	1. 多文化共生意識の啓発	32 多文化共生を推進する人材の育成
				33 地域のイベント等における多文化共生意識の啓発
2. 国際理解・国際協力			34 学校における国際理解教育の推進	
		35 日本人市民が国際理解を深める機会の提供		
		36 国際協力団体等との連携による国際協力活動の啓発		
3. 海外友好交流都市等との交流		37 海外友好交流都市との市民交流の促進		
		38 青少年による文化・スポーツ等の海外交流事業の促進		
		39 市民・民間団体等の海外交流事業の支援		

5. 施策の方向性

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ1 多言語等による情報提供の充実



事業No.1	行政情報、各種申請書、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民のための暮らしの便利帳をはじめ、防災や町会・自治会への加入案内、ごみカレンダー、医療・福祉の情報等を多言語化しているが、生活のルールがわからない外国人市民もあり、やさしい日本語の活用も含め、十分とはいえない。 ●市のホームページやモバイル版ホームページ、メール配信サービス等、外国人市民向けに必要な情報を多言語化しているが、利用する外国人市民が少ない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人市民のための暮らしの便利帳（英語、中国語、韓国・朝鮮語）の配布、Ginkgo の配布 ■多言語チラシの配布 ■多言語ホームページ(英語、中国語、韓国・朝鮮語)の公開 ■モバイル版ホームページ（英語、中国語）による休日医療機関情報、イベント情報等の提供 ■携帯電話へのメール配信サービス（英語・中国語） ■各種申請書、施設利用案内等行政パンフレット等の翻訳
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人市民向けに、多言語やさしい日本語による生活に関する情報の充実を図ります。 ○多様なメディアや外国人ネットワークを活用し、外国人市民へ多言語化した情報をわかりやすく提供します。 ○通訳・翻訳ボランティアを育成し、情報の多言語化の充実を図ります。
目 標	外国人市民向けに、多言語やさしい日本語による生活に関する情報提供の充実を図る。
所 管	全 所 管

事業No.2	多言語及びやさしい日本語による窓口対応、相談事業の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の定住化が進み、市役所に手続きや相談に来る外国人が増えている。 ●外国語を話すことができる職員等に「国際化推進事業協力員」として登録してもらい、来庁した外国人の案内や通訳等の対応を行っているが十分な体制であるとは言えない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■行政用語集（英語版）の全庁配布 ■国際化推進事業協力員制度 ■各種相談事業等
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人が相談に訪れた際に活用できる「やさしい日本語」によるマニュアルづくりを行います。 ○国際化推進事業協力員を育成し、活用の機会を増やします。 ○通訳・翻訳ボランティアの登録者数を増やし、対応の充実を図ります。 ○通訳業務委託など窓口対応の充実を図ります。
目 標	相談時に活用できる「やさしい日本語」のマニュアルづくりを行う。
所 管	全 所 管

事業No.3	通訳・翻訳ボランティア等の育成と活用の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子国際協会の語学ボランティア制度により、通訳・翻訳など外国人市民への幅広い対応が可能となり、ボランティアの活躍の場を広げている。 ●国際化推進事業協力員を対象とした研修会の実施や、通訳・翻訳などの協力を依頼している。 ●これらの通訳・翻訳ボランティア等のスキルアップの機会と活躍の場がまだ少ない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■語学ボランティアの登録制度 通訳・翻訳ボランティアの登録者数：181人【平成25年（2013年）3月現在】 ■日本語ボランティア養成講座 ■国際化推進事業協力員制度
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎通訳・翻訳ボランティアを増やし、対応言語を増やします。 ○より専門的な分野に対応可能な通訳・翻訳ボランティアを育成します。 ○国際化推進事業協力員を育成し、活用の機会を増やします。
目 標	通訳・翻訳ボランティアの登録者数を平成29年（2017年）度までに250人に増やす。
所 管	国際交流課

事業No.4	外国人観光客等への情報提供の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●高尾山のミシュラン三ツ星観光地の選定の効果で外国人観光客が増え、高尾山周辺等のマップやパンフレット等の観光情報の多言語化は進んできているが、外国人向け案内ガイドなどのもてなしの体制が整備されていない。 ●駅や公共施設の案内表示は、それぞれの施設の管理者の判断で、利用実態に応じて多言語の表記が行われているが、まだ一部である。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■多言語ホームページ ■観光PR ポスター・DVD（4か国語） ■外国語版観光ガイドマップ、観光ガイドボランティア ■観光インフォメーションセンター
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎八王子観光協会、地元商店街、交通事業者等と連携し、観光情報の多言語化の充実を図ります。 ○案内表示の多言語化の充実及びピクトグラム（絵文字）等を活用します。 ○観光インフォメーションセンターにおける外国人対応システムの充実を図ります。 ○外国人観光客向け観光ガイドボランティアを養成し、活用を図ります。
目 標	観光協会、地元商店街、交通事業者等と連携し観光情報の多言語化の充実を図る。
所 管	観光課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

施策のテーマ2 日本語学習支援



事業No.5	日本語学習支援者の育成と活用の充実
現 状	●八王子国際協会において、日本語学習支援者養成講座や各種研修を行っているが、その後のフォローアップが必要であり、講座修了者の活躍の場も少ない。
現在取り組んでいる事業	■日本語ボランティア養成講座 日本語学習支援者数：20人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎日本語学習支援者をより多く育成するとともに、個々の支援者のスキルアップを図り、活用の場を増やします。
目 標	日本語学習支援者数の数を平成29年（2017年）度までに40人に増やす。
所 管	国際交流課

事業No.6	外国人市民向け日本語学習の機会提供
現 状	●市や市民活動団体主催の各種日本語教室を開催しているが、開催場所が限られており、遠くて通えない外国人市民もいる。 ●日本語の理解が不十分で学校生活や学習活動に適應することが困難な外国人児童・生徒等を対象として、一部で初期の日本語指導を行っている。
現在取り組んでいる事業	■生涯学習センターや外国人支援団体等による日本語教室 日本語教室への延べ参加者数：4,584人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎外国人市民が学びやすい開催場所や開催時間となるよう配慮するなど、日本語教室を増やすとともに外国人市民の利用者の増加を図ります。
目 標	日本語教室への延べ参加者数を平成29年（2017年）度までに6,000人に増やす。
所 管	指導課（教育センター）、学習支援課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

施策のテーマ3 外国人市民の自立と社会参加



事業No.7	外国人市民によるネットワークの構築支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●韓国やフィリピンなどの外国人市民のネットワークは活発な活動を行っているが、まだコミュニティのない国も多く、十分なネットワークは構築されていない。 ●市内のどこにどのような外国人コミュニティがあるか把握できていない。
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人同士で情報を交換し合えるような外国人のネットワークを構築します。 ○ツイッター等を活用し、外国人同士が意見交換できる機会の提供などの支援を行います。 ○外国人コミュニティの現状を把握し、周知活動を行います。
目 標	同国の外国人同士で構成するネットワークを6つ以上つくる。
所 管	国際交流課

事業No.8	外国人市民の自立と社会参加を促す外国人キーパーソンの育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で積極的に活動している外国人市民は存在しているが、外国人市民への情報提供や地域活動への参加を促す役割を担うようなキーパーソンがいない。 ●外国人キーパーソンを十分に活用できていない。
現在取り組んでいる事業	■八王子国際協会や活動団体等による研修や講演会
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎市内で活動する外国人コミュニティの現状を把握し、外国人キーパーソンとなる新たな人材の発掘・育成とその活用を図ります。
目 標	外国人キーパーソンを育成するための研修や講演会を年2回以上開催する。
所 管	国際交流課

事業No.9	外国人市民の地域社会活動への参加支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民が主体的に地域で活動できるようなきっかけが少ない。 ●外国人市民の活躍の場として、学校における国際理解教育のゲストティーチャーや八王子国際協会での外国語講座の講師及び自国の文化紹介の機会を提供しているが、まだ一部分である。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流フェスティバル、語学講座、世界の人とふれあいタイム ■防災訓練、夏祭り（町会・自治会主催）、市民センターまつりでの情報発信、PR、通訳・翻訳など
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人から、語学や文化を学べる講座や地域活動の充実を図ります。 ○外国人キーパーソンを活用したイベントの開催など、外国人市民を地域につなげていくきっかけをつくっていきます。
目 標	外国人による講座や地域活動の充実を図る。
所 管	国際交流課、協働推進課

事業No.10	外国人市民が集い、情報交換できる場の支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子国際協会は、外国人市民や市民活動団体が目的を持って集まり、活動する場として活用されているが、外国人市民が気軽に集まり、コミュニケーションを図る場とはなっていない。 ●外国人コミュニティによる情報交換の場の現状把握ができていない。
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎八王子国際協会を外国人市民相互の出会いやコミュニケーションの場として機能させ、外国人市民の利用者を増やします。 ○外国人キーパーソンや外国人コミュニティを活用した情報交換の場と機会をつくります。
目 標	外国人市民が集う場づくりの支援と利用の充実を図る。
所 管	国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

施策のテーマ1 教育



事業No.11	学校入学前の就学案内等、多言語による情報提供
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前に外国人児童等の保護者への通知、就学援助や日本語指導に関する制度案内、保健に関する申請書など多言語化されているものは一部である。 ●学校でのコミュニケーションについていけないことを負担に感じている外国人児童・生徒等の保護者もいる。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■定型的な通知の多言語化、就学時支援者による初期指導 ■北野学習支援教室
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎市や教育委員会から発信される情報の多言語化を図ります。 ○通訳ボランティアによる対応の充実を図ります。
目 標	市や教育委員会から発信される情報の多言語化の充実を図る。
所 管	学事課、国際交流課

事業No.12	外国人児童・生徒等への日本語による学習支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語の習得が不十分な外国人児童・生徒等に対して、日本語学級の設置、教育センターの日本語の巡回指導員による各学校への訪問及び日本語指導等の支援を行っているが、十分とはいえない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■北野学習支援教室 学習支援教室の延べ参加者数：638人【平成24年（2012年）度】 ■日本語学級（第六小・打越中）、日本語巡回指導、就学時支援者による初期指導。 ■母語を話せる支援者による来日直後の外国人児童・生徒等へのサポート
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎市及び教育委員会・学校・ボランティア団体相互が連携した日本語及び教科の学習支援の充実を図ります。
目 標	学習支援教室の延べ参加者数を平成29年（2017年）度までに1,000人に増やす。
所 管	学事課、指導課（教育センター）、国際交流課

事業No.13	不就学の外国人児童・生徒等への対応
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の外国人児童の保護者全員に対する通知を多言語で送付している。 ●すでに学齢期に達している不就学の外国人児童・生徒等に対しては、広報や外国人向け情報誌等で周知しているが、外国人児童は義務教育の対象ではないため、不就学の外国人児童がいる。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■就学案内の通知の多言語化 ■北野学習支援教室
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎教育委員会や八王子国際協会との連携により、不就学の外国人児童・生徒等とその保護者への情報提供や就学支援等を充実していきます。
目 標	不就学の外国人児童・生徒等とその保護者への情報提供等の充実を図る。
所 管	学事課、国際交流課

事業No.14	外国人児童・生徒等の進路指導及び就職支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●進路指導が日本語で行われているため、外国人児童・生徒等や保護者の意図が教師に伝わりにくいことがある。 ●日本の学校に転入してきた外国人児童・生徒等にとって、受験や就職に関する情報が得にくかったり、理解しにくいことがある。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■高校進学ガイダンス 高校進学ガイダンスの参加者数：43人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎情報の多言語化等により、外国人児童・生徒等へのわかりやすい進路指導やガイダンス及び就職支援等の充実を図ります。
目 標	高校進学ガイダンスの参加者数を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。
所 管	産業政策課、国際交流課

事業No.15	外国人児童・生徒等の保護者に対する情報提供の充実
現 状	●外国人児童・生徒等の保護者に必要な情報が十分に届いていないため、日本の義務教育制度がわからないことが多い。
現在取り組んでいる事業	■高校進学ガイダンス
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎外国人児童・生徒等の保護者に対し、日本の教育制度や受験制度について多言語での情報提供を行います。 ○外国人市民によるコミュニティを活用し、教育に関する情報のネットワークを充実していきます。 ○学校、家庭、地域及び行政が連携できるネットワークづくりを行います。
目 標	教育制度や受験制度について多言語での情報提供の充実を図る。
所 管	学事課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ2 医療・福祉



事業No.16	多言語で対応できる医療機関の情報提供等、医療・福祉関連情報の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●市の窓口やモバイル版ホームページ等で、外国人市民が生活するうえで必要な資料等を多言語で情報提供しているが、記載内容が十分に伝わっていない場合がある。 ●日本の医療システムや介護保険制度、医療機関に関する基本的な情報等が知られていない。 ●外国人市民が病気になったとき、日本語で医師に症状を伝えるのが難しいため、適切な診察を受けることができない場合がある。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■「外国人のための暮らしの便利帳」や「国民健康保険のご案内」の配布 ■休日対応医療機関について、モバイル版ホームページ（英・中）及びメール配信サービス（英・中）での情報提供 ■多言語版母子健康手帳の配布 ■東京都医療機関案内サービス“ひまわり”の案内
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本の健康保険制度等の医療システムや外国語対応可能な医療機関のリストなど、多言語での医療情報の提供の充実を図ります。 ○症状の説明を補助する多言語医療問診票の医療機関への周知及び活用を図ります。
目 標	医療システムや医療機関リスト等、多言語での医療情報の提供の充実を図る。
所 管	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、地域医療推進課、保健センター、子育て支援課

事業No.17	医療通訳者派遣システムの構築
現 状	●日本語能力が十分でない外国人市民にとって、診察や検診時での医師等とのコミュニケーションが困難な場合がある。
現在取り組んでいる事業	■医療ボランティア委員会 医療通訳ボランティアの登録者数：22人【平成25年（2013年）3月現在】 ■多言語医療問診票のホームページ掲載、「生活ガイドブック」での周知
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎行政、医療、NGO・NPOなどが連携し、医療通訳ができる人材の確保及び派遣システムの構築を図ります。 ○外国人市民が診察や検診を受ける際の連絡調整及び相談役等のコーディネーターの設置を検討します。 ○医療通訳ボランティアへのフォローアップ等、研修制度の充実を図ります。
目 標	医療通訳ボランティアの登録者数を平成29年（2017年）度までに40人に増やす。
所 管	地域医療推進課、国際交流課

事業No.18	外国人市民にもわかりやすい健康相談等の実施
現 状	●外国人市民に健康相談等に関する情報が十分に伝わっていない。 ●言葉の壁などによって十分な健康相談等を受けることができない場合がある。
現在取り組んでいる事業	■乳幼児の健康診査に関するアンケートや母子手帳の多言語化
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎健康や疾病に関わる多言語による知識を周知していきます。 ○母子保健や育児に関する多言語による相談の充実を図ります。
目 標	健康や疾病に関する知識の多言語による周知と健康相談等の充実を図る。
所 管	保健センター

事業No.19	外国人市民にもわかりやすい子育てや福祉に関する各種相談窓口の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民に子育てや福祉に関する情報が十分に伝わっていない。 ●言葉の壁などによって十分な行政サービスを受けることができない場合がある。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人生活相談（在住外国人サポートデスク）
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎多言語による子育てや福祉に関する情報提供の充実を図ります。 ○窓口等で外国人市民に対応できる体制づくりを行います。
目 標	多言語による子育てや福祉に関する情報提供、窓口対応の充実を図る。
所 管	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

施策のテーマ3 住居



事業No.20	多言語による住宅関連情報の充実
現 状	●日本での住居に関する基礎知識や慣習（敷金・礼金等）になじみがないため理解が十分でない外国人がいる。
現在取り組んでいる事業	■市民課窓口等での「外国人のための暮らしの便利帳」、「資源物とごみの出し方」や「生活ガイドブック」などの多言語情報の配布
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎生活上のルールなど多言語によるリーフレットの配布を行います。 ○住居に関する基礎知識や慣習についての情報の多言語化を図ります。
目 標	生活上のルールや住居に関する基礎知識等の情報の多言語化の充実を図る。
所 管	市民課、住宅対策課

事業No.21	外国人への入居差別の解消、居住支援の充実
現 状	●外国人の住まい探しに協力的な不動産業者や貸主も少しずつ増えているが、外国人という理由だけで入居を断られるケースがある。 ●日本に住み始める外国人にとって、住居を借りる際の保証人を探すことが困難であり、保証会社に依頼するケースもある。
現在取り組んでいる事業	■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■不動産業者や保証会社への外国人の現状に関する情報提供及び差別防止の啓発
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎外国人の住まい探しから入居までを支援するしくみづくりを行います。
目 標	外国人の住まい探しから入居までを支援するしくみづくりを構築する。
所 管	住宅対策課、国際交流課

事業No.22	外国人市民の町会・自治会等への加入促進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ意識が希薄になる中、外国人市民が地域住民から生活情報を得にくいことがある。 ●日本人市民の異文化への理解が十分でなく、外国人とのコミュニケーションがうまく図られないため、小さなことが積み重なりトラブルにつながる場合もある。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の祭りや防災訓練への参加 ■町会・自治会への加入案内の多言語化
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人市民の町会・自治会への加入者数が増えるよう働きかけます。 ○外国人市民と地域住民との親睦が深まる機会を創出し支援します。 ○外国人市民同士のネットワークや自助組織の育成を支援します。
目 標	外国人市民の町会・自治会への加入者数を増やす。
所 管	協働推進課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

施策のテーマ4 就労



事業No.23	外国人市民の就業環境の改善等に関する雇用関係者への意識啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民は就労後、人間関係や言語の壁による問題を抱えて仕事を辞めてしまう事例もあり、心のケアが求められる。 ●社会保険、国民健康保険のいずれにも未加入のため、医療機関を受診した時に支払いに困るケースが見受けられる。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人の戦略的雇用及び就業環境の改善に関する雇用関係者への意識啓発のための勉強会
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎就業環境の改善や外国人雇用の際の注意事項の周知など、市内企業への啓発を行います。
目 標	就業環境の改善、外国人雇用の際の注意事項、市内企業への啓発などの充実を図る。
所 管	産業政策課、国際交流課

事業No.24	関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供や労働相談窓口の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民の中には、情報不足から就労できなかつたり、ことばの壁等から定着せずに離職してしまうことがある。 ●就職しても日本人と対等に働けないなどの精神的な負担を抱えているケースが多い。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■留学生のための就職支援セミナー ■留学生のための企業めぐり ■「八王子しごと情報館」における相談
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎就業に関する多言語情報を充実するとともに外国人市民向けに、社会保険又は国民健康保険への加入の働きかけや、不法滞在者雇用防止を促す多言語のリーフレットの配布等、就業のルールを周知します。 ○地域のハローワークや、大学コンソーシアム、八王子国際協会と連携した労働相談窓口の充実など、外国人市民の就業を支援していきます。 ○外国人留学生に対する就職ガイダンスの充実を図ります。
目 標	不法滞在者雇用防止や就業に関する多言語情報の充実を図る。
所 管	産業政策課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

施策のテーマ5 防災



事業No.25	災害時に提供する情報の多言語化
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民は、災害時にどこから情報を得たら良いかわからない。 ●多言語化された防災情報の外国人市民への周知が不十分である。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■多言語版の防災マップ、地震発生時の注意事項の周知
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎八王子国際協会や語学ボランティアとの連携による防災・災害情報の多言語化ややさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用の充実を図ります。
目 標	防災・災害情報の多言語化と情報提供の充実を図る。
所 管	防災課、国際交流課

事業No.26	外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●地震がほとんどない国から来日した外国人市民は、災害に関する知識が不足していることが多い。 ●外国人市民にとって防災訓練は貴重な経験となるが、地域コミュニティとのつながりが希薄であるため、訓練に参加する機会が得にくい。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■多言語版の防災マップ、地震発生時の注意事項の周知 外国人市民の防災訓練の参加者数：43人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎外国人市民と地域コミュニティが連携した防災訓練の機会の提供や外国人が防災・災害に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。
目 標	外国人市民の防災訓練の参加者数を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。
所 管	地域医療推進課、国際交流課

事業No.27	災害時における外国人支援体制の整備
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における外国人支援のシステムが構築されていない。 ●地域との関係が希薄な外国人が多いため、災害時の日本人市民との「共助」が難しい。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■要援護者避難支援マニュアルの周知 ■外国人のための防災訓練 ■町会・自治会による防災訓練
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎町会・自治会への加入啓発や地域と外国人市民とのネットワーク形成を支援します。 ○避難所区域毎に外国人市民、通訳ボランティアの所在を把握し、災害時における対応について情報の共有化を図ります。 ○災害時外国人支援マニュアルの策定及び周知徹底を図ります。 ○支援者は外国人の生活上の習慣などを理解し、災害時において外国人市民に配慮した支援を行います。 ○母子保健や育児に関する多言語による相談を実施します。
目 標	町会・自治会への加入を促進し、防災・災害時の情報共有の充実を図る。
所 管	防災課、市民課、健康福祉総務課、協働推進課、国際交流課

事業No.28	災害時の通訳ボランティアの育成・支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●市や八王子国際協会等により災害時通訳ボランティアに対する研修が実施されているが、十分とはいえない。 ●災害時には通訳ボランティア自身が被災者となることもあるため、関係機関や通訳ボランティア相互の連携ネットワークの構築が必要である。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■災害時通訳ボランティア 災害時通訳ボランティアの登録者数：97人【平成25年（2013年）3月現在】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害時の通訳ボランティアの登録者数を増加させるとともに、災害時外国人支援マニュアルを整備します。 ○関係機関や通訳ボランティア相互の連携ネットワークの構築を図ります。
目 標	災害時通訳ボランティアの登録者数を平成29年（2017年）度までに150人に増やす。
所 管	防災課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

施策のテーマ6 外国人留学生



事業No.29	大学コンソーシアムとの連携事業の促進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●大学・企業・市民との連携・協働により平成 21 年（2009 年）4 月に大学コンソーシアムを設立し、事業を展開している。 ●大学コンソーシアムと八王子国際協会との連携事業が十分に実施されていない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■八王子地域 23 大学等留学生日本語弁論大会 ■留学生ワーキンググループ勉強会、留学生座談会 ■八王子まつり山車曳き体験 外国人留学生事業への参加者数：125 人【平成 24 年（2012 年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎大学コンソーシアム「留学生対策ワーキンググループ」と八王子国際協会との連携により事業の充実を図ります。
目 標	外国人留学生事業への参加者数を平成 29 年（2017 年）度までに 250 人に増やす。
所 管	学園都市文化課、国際交流課

事業No.30	企業との連携による外国人留学生への就職支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークや企業等と連携して就職支援セミナー等を実施しているが、外国人留学生の参加が少ない。 ●外国人留学生の市内企業への就職のニーズが把握できていない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■留学生のための就職支援セミナー 留学生のための就職支援セミナーの参加者数：22 人【平成 24 年（2012 年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎企業と外国人留学生双方のニーズを把握し、外国人留学生への企業に関する情報提供の充実を図ります。 ○大学や八王子国際協会等との連携による外国人留学生のインターンシップ制度の実施を検討します。
目 標	外国人留学生のための就職支援セミナーの参加者数を平成 29 年（2017 年）度までに 50 人に増やす。
所 管	産業政策課、国際交流課

事業No.31	外国人留学生への生活支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子国際協会や大学コンソーシアム八王子において外国人留学生向けの情報紙を配布しているが、より多くの外国人留学生に見てもらうための工夫が必要である。 ●外国人留学生奨学金受給者には、地域の交流事業に参加することを呼び掛けているが、十分であるとは言えない。 ●外国人留学生を対象とした事業が少ない。 ●外国人留学生が相互に横のつながりを持つ機会が少ない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人留学生奨学金制度 ■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■八王子地域 23 大学等留学生日本語弁論大会 ■「八王子で暮らす留学生のための生活ハンドブック」の配布 ■SNS（社会交流サイト）による情報提供。
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人留学生が生活していくうえで必要な情報提供の充実を図ります。 ○奨学金受給者による地域の交流事業への参加促進の充実を図ります。 ○外国人留学生に災害時の通訳ボランティア等として社会参画と共助の機会を提供します。 ○外国人留学生同士の情報交換の場を提供します。
目 標	外国人留学生が必要な生活、地域、災害対応等の情報提供の充実を図る。
所 管	学園都市文化課、国際交流課

<基本目標 2> 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

└ 施策のテーマ 1 多文化共生意識の啓発



事業No.32	多文化共生を推進する人材の育成
現 状	●多文化共生のまちづくりには、外国人市民が積極的に地域社会に参加することが必要であるが、多文化共生を推進していく人材が少ない。
現在取り組んでいる事業	■日本語学習ボランティア養成講座 日本語学習ボランティア養成講座の受講者数：44人【平成24年(2012年)度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎各機関で実施している「日本語学習ボランティア養成講座」等を活用し、多文化共生を推進するコーディネーターの役割を担う人材を増やします。
目 標	日本語学習ボランティア養成講座の受講者を平成29年(2017年)度までに100人に増やす。
所 管	国際交流課

事業No.33	地域のイベント等における多文化共生意識の啓発
現 状	●八王子国際協会では国際交流事業を通じて外国人市民自らが企画・運営に参加し、事業を実施しているが、参加者が少なく周知が十分でない。 ●外国人市民に町会・自治会が主催する防災訓練やお祭り等への参加を促しているが、参加者が少ない。 ●外国人市民がお祭り等の運営に携わっている町会・自治会が少ない。
現在取り組んでいる事業	■国際交流フェスティバル、留学生八王子ふるさとプログラム、語学講座、世界の人とふれあいタイム ■外国人留学生の高齢者施設訪問 ■地域での防災訓練やお祭りへの参加 地域行事への外国人市民の参加者数：24人【平成24年(2012年)度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎町会・自治会等と連携し、地域の交流事業に参加するとともに、運営に参加する外国人市民を増やします。 ○八王子国際協会と連携し、イベントの開催やパンフレットの配布などにより、多文化共生意識を啓発する機会を増やします。
目 標	地域行事への外国人市民の参加者数を平成29年(2017年)度までに100人に増やす。
所 管	国際交流課

<基本目標 2> 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

施策のテーマ 2 国際理解・国際協力



事業No.34	学校における国際理解教育の推進
現 状	●外国人児童・生徒等が増える中、小中学校では国際理解教育を取り入れているが、支援するボランティアの体制が十分でない。
現在取り組んでいる事業	■国際理解教育（八王子国際協会、JICA との連携事業） 国際理解教育の実施件数：4 件【平成 24 年（2012 年）度】 ■外国人外国語等学習指導助手配置事業
今後5年間の取組み 【◎は重点的な取組み】	◎学校現場が求めている国際理解教育の現状を把握し、学校における国際理解教育の実施数を増やします。 ○八王子国際協会、JICA、教育委員会と連携し、国際理解教育の取組内容について再検討のうえ実施します。
目 標	国際理解教育の実施件数を平成29年（2017年）度までに10件に増やす。
所 管	指導課、国際交流課

事業No.35	日本人市民が国際理解を深める機会の提供
現 状	●多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識を啓発していく必要があるが、認識は高いとは言えない。
現在取り組んでいる事業	■留学生八王子ふるさとプログラム、世界の人とのふれあいタイム ■国際交流フェスティバル ■海外友好交流都市写真展、読書感想画展 展示会関連イベントへの参加者数：2,642 人【平成 24 年（2012 年）度】
今後5年間の取組み 【◎は重点的な取組み】	◎日本人市民が国際理解を深めるイベントや行事の機会を増やします。 ○JICA 青年海外協力隊や国際協会会員を講師とした国際理解講座を実施します。 ○市民交流の中でホームステイなどにより日本人市民が外国人と身近に交流する機会が増えるようコーディネートします。 ○国際理解を深めるための情報や事業等の積極的な周知を図ります。
目 標	展示会関連イベントへの参加者数を平成 29 年（2017 年）度までに 4,000 人に増やす。
所 管	国際交流課、生涯学習総務課

事業No.36	国際協力団体等との連携による国際協力活動の啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●国際協力活動は国の事業ではあるが、市としても市民が国際理解を深めるうえで、開発途上国の現状を知ることができる機会が必要である。 ●市民が国際協力活動や開発途上国の現状に触れる機会が少ない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流フェスティバル、国際協力講座 国際協カイベント等への参加者数：1,100人【平成24年（2012年）度】 ■フェアトレードカフェ運営
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎JICA等との連携による国際協力活動の周知の機会を増やします。 ○八王子国際協会、JICA、教育委員会と連携し、国際理解教育の内容について再検討し実施します。 ○JICA（青年海外協力隊経験者など）との連携により国際協力に関する講座等を通じて市民に国際協力活動の周知を図ります。
目 標	国際協カイベント等への参加者数を平成29年（2017年）度までに2,000人に増やす。
所 管	国際交流課

*4 JICA：平成15年（2003年）10月に設立された外務省所管の独立行政法人。政府開発援助（ODA）の実施機関の一つであり、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としている。

<基本目標 2> 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

施策のテーマ3 海外友好交流都市等との交流



事業No.37	海外友好交流都市との市民交流の促進
現 状	●市制施行 90 周年記念事業として平成 18 年(2006 年)に泰安市(中国)、高雄市(台湾)、始興市(韓国)と海外友好交流協定を締結以降、徐々に交流が活発になってきているが、市民交流の分野がそれほど多くない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■海外交流支援デスク ■海外友好交流事業補助金制度 ■海外友好交流都市写真展、読書感想画展 ■八王子まつりでのパフォーマンス団の相互派遣 ■海外友好交流都市への観光ツアー 海外友好交流イベント等への参加者数：2,795 人【平成 24 年(2012 年)度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎海外友好交流都市との市民交流の数を増やします。 ○海外友好交流都市の写真展、読書感想画展等への来場者数を増やします。 ○海外友好交流都市を訪問する市民ツアーの充実を図ります。
目 標	海外友好交流イベント等への参加者数を平成 29 年(2017 年)度までに 4,000 人に増やす。
所 管	国際交流課、観光課、生涯学習センター図書館

事業No.38	青少年による文化・スポーツ等の海外交流事業の促進
現 状	●青少年が異文化を体験し国際的な感覚を身につけるため、海外友好交流都市と交流事業を行っているが、一部の学校に留まっている。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年海外交流事業 ■海外友好交流都市との読書感想画展 展示会関連イベントへの参加者数：1,381 人【平成 24 年(2012 年)度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎海外友好交流都市とのスポーツ、文化、音楽等の青少年交流事業の数を増やします。 ○海外都市との青少年ホームステイ(受入・派遣)事業を検討し、実施します。
目 標	展示会関連イベント等青少年交流事業への参加者数を平成 29 年(2017 年)度までに 2,000 人に増やす。
所 管	教育総務課、生涯学習総務課、国際交流課

事業No.39	市民・民間団体等の海外交流事業の支援
現 状	●市民団体や民間団体が主体となる海外交流事業が少ない。
現在取り組んでいる事業	■学校間における海外交流事業支援
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎市民団体が主体で行ってきた様々な分野での海外交流を継続的に支援します。
目 標	市民団体等の交流事業の支援を図る。
所 管	国際交流課

資料

1. 外国人に関する市民アンケート …… P40
2. 八王子市国際化推進プラン検討委員会設置要綱 …… P54
3. 八王子市国際化推進プラン検討委員会委員名簿 …… P56
4. プラン策定までの検討経過 …… P57

外国人に関する市民アンケート調査

1. 目的

外国人の定住化に伴い、今後さらに増加傾向にある外国人市民が八王子市で生活するうえでの実情、意見、要望や地域で共に暮らす日本人の意識等をアンケート調査によって把握することで、今後の本市における国際化推進施策の一助とすることを目的とし実施した。

2. 調査内容

外国人を対象としたアンケート調査			
調査期間	平成23年（2011年）11月1日から11月30日まで		
対象者	八王子市に在住、在勤、在学する外国人		
対象	対象者	配布部数	回収部数
外国人市民 <回収率>	410人	410部	410部 <100%>
外国人留学生 <回収率>	90人	90部	46部 <51.1%>
合計 <回収率>	500人	500部	456部 <91.2%>

日本人を対象としたアンケート調査			
調査期間	平成23年（2011年）11月1日から11月30日まで		
対象地区	外国人の集住地区で、これまで八王子国際協会の事業等で関わりのある地域を対象に実施。		
町会	世帯数	配布部数	回収部数
北野町町会 <回収率>	1,872世帯 (うち外国人：383人)	1,872部	567部 <30.3%>
唐松町会 <回収率>	994世帯 (うち外国人：149人) [川口町：83人、榑原町：66人]	994部	444部 <44.7%>
小比企町一丁目町会 小比企町二丁目町会 <回収率>	582世帯 376世帯 (うち外国人：130人)	582部 30部	363部<62.4%> 30部<100%> <64.2%>
合計 <回収率>	3,824世帯 (うち外国人：662人)	3,478部	1,404部 <40.4%>

※ 回収率は、小数点第2位を四捨五入

1. 外国人を対象としたアンケート調査

【目的、対象者】

国際化推進プランの策定にあたり、外国人が日本で生活するうえでの困りごとや感じていることを調査し、今後の外国人支援施策に反映させていくことを目的にアンケート調査を実施。

対象者は、八王子市に在住、在勤、在学する外国人。

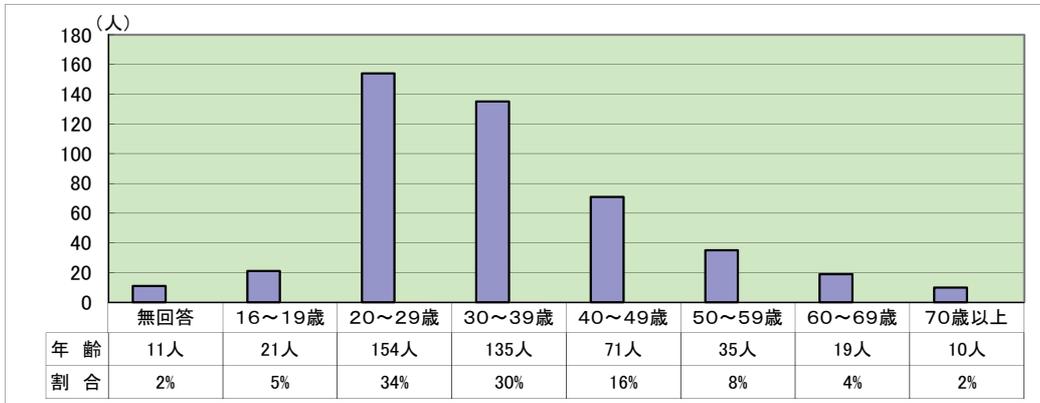
設問1. あなた自身のことについておたずねします。

【調査結果】

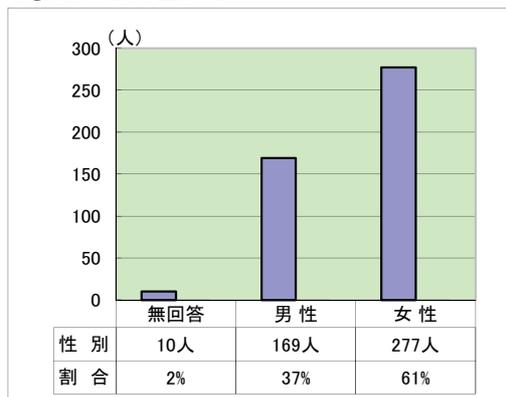
<性別、年齢、家族構成、在留資格>

- ・年齢は、「20歳～29歳」が34%と最も多く、次いで、「30歳～39歳」が30%であった。
- ・性別は、「男性」が37%、「女性」が61%、「無回答」が2%。
- ・家族構成は、「2世代世帯(親と子)」が36%で最も多く、次いで、「1世代世帯(夫婦)」と「1人世帯(独身)」が26%であった。
- ・在留資格は、「留学」が25%で最も多く、次いで、「永住者」が23%であった。

①あなたの年齢は



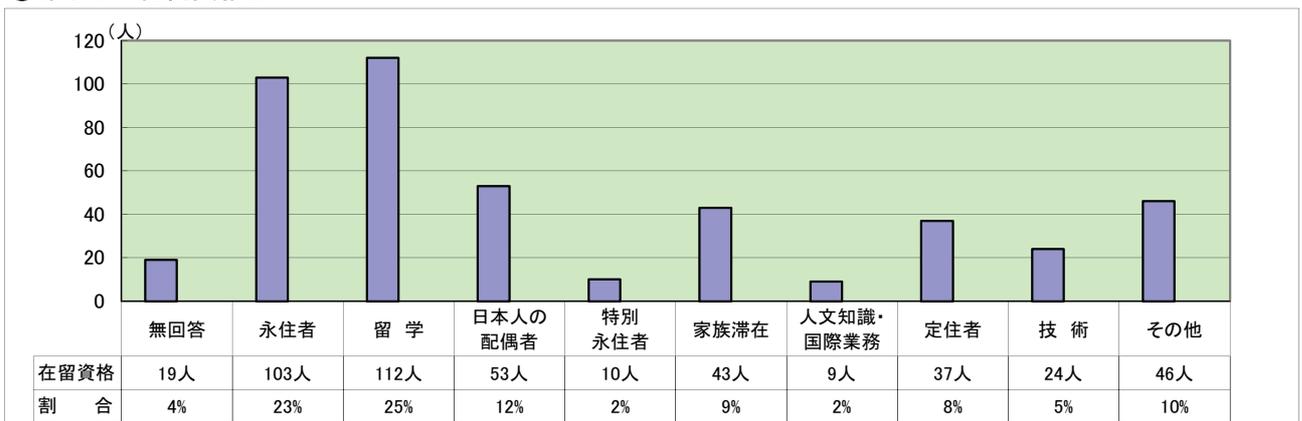
②あなたの性別は



③あなたの家族構成は



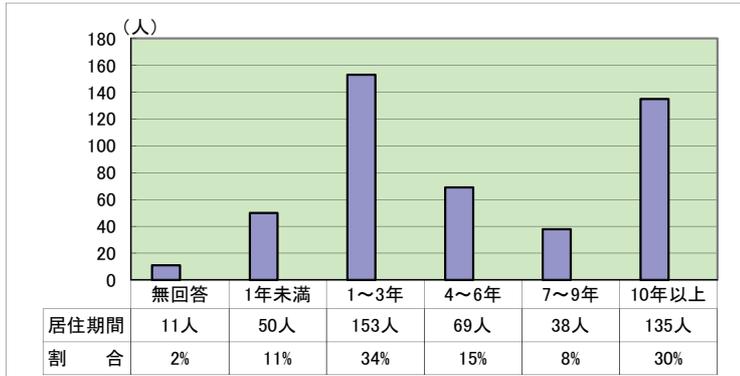
④あなたの在留資格は



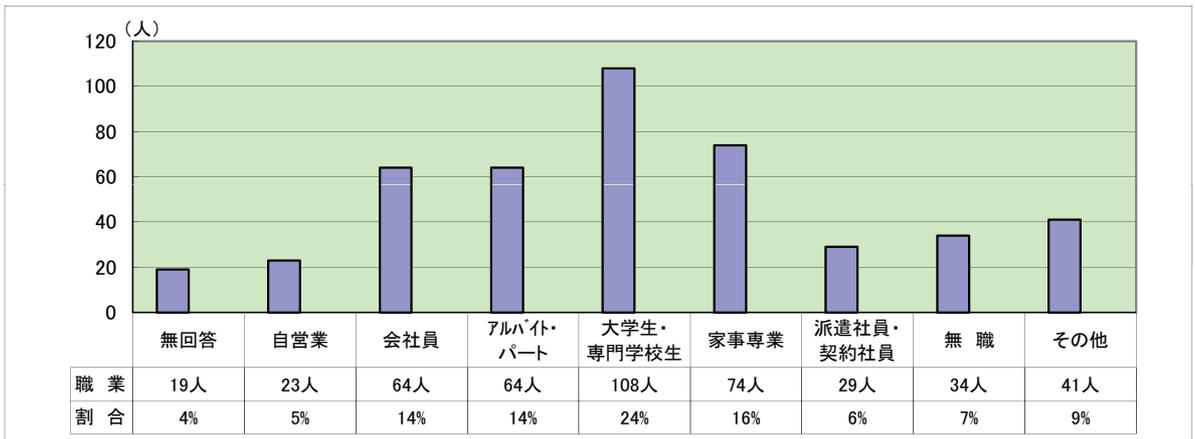
【居住期間、職業】

- ・日本での居住期間は、「1年～3年」が34%で最も多く、次いで、「10年以上」が30%であった。
- ・職業は、「大学生・専門学校生」が24%、「家事専業」が16%、「会社員」、「アルバイト・パート」が共に14%であった。

⑤日本での居住期間は



⑥あなたのご職業は



【子どもの教育について】

【調査結果】

「子どもの教育で困っていること」は、「学校からの連絡内容がわからない」が18%で最も多く、次いで、「卒業後の進路・就職」17%、「日本語での授業が理解できない」が13%、「母国の文化を理解してもらえない」が12%であった。

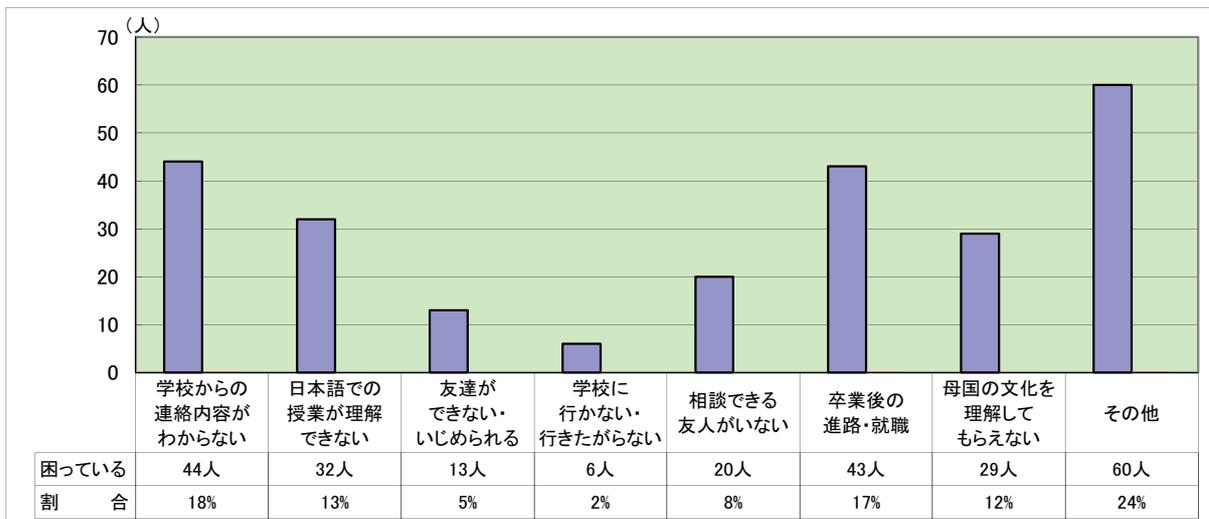
また、「今後必要であると思うこと」については、「多言語での情報提供の充実」が18%、「国際交流、国際理解を深められる機会の提供」が18%、「日本語を学習できる教室の設置」が16%であった。

日本語がよくわからず、学校での授業が理解できない一方、母語に対応する学校に通えず不就学の児童・生徒がいると思われる。また、周囲の目を気にして、自分の考えを言えない児童・生徒がいると思われる。

設問2. 「子どもの教育」についておたずねします。

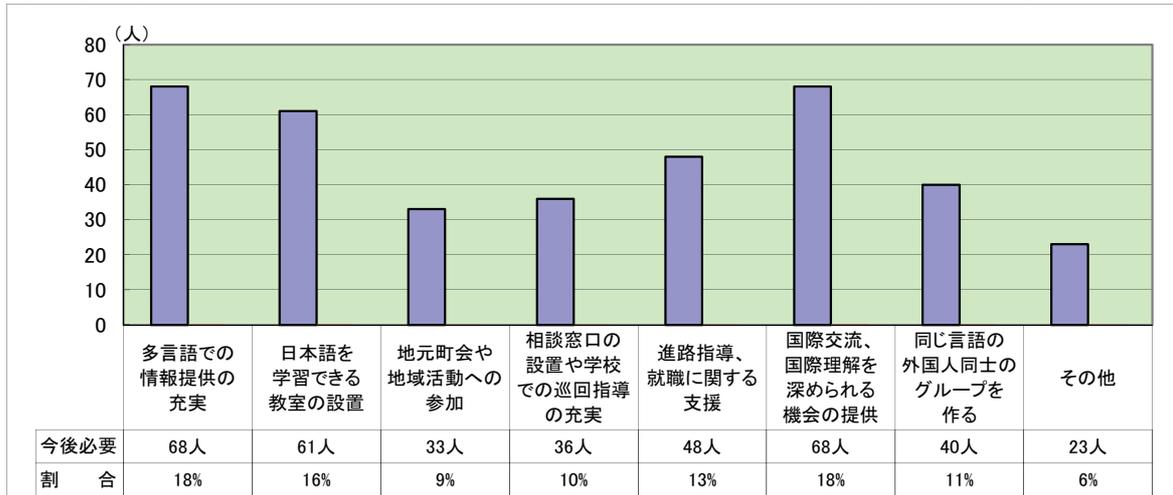
①困っていることは

※ 該当者: 15歳までの子どもを持つ外国人



②今後必要であることは

※ 該当者: 15歳までの子どもを持つ外国人



【主な自由意見】

- 英語を話せる保育士をもっと増やしてほしい。
- 私の子どもは2歳だが、私は日本の教育のことが分からない。
- 日本語の不得意な子どものための支援。国語教室が必要。
- 小学校で勉強している私の息子は、毎日他の児童と問題を起こしている。喧嘩をしたり物を取られてしまう。先生が言っていることがわからない。
- 子どもの学校について、外国人を手助けしてくれるボランティアを増やして、状況を改善してほしい。私の家はひとり親家庭で、私は漢字が読めないので、学校からの書類はすべてわからない。

【医療について】

【調査結果】

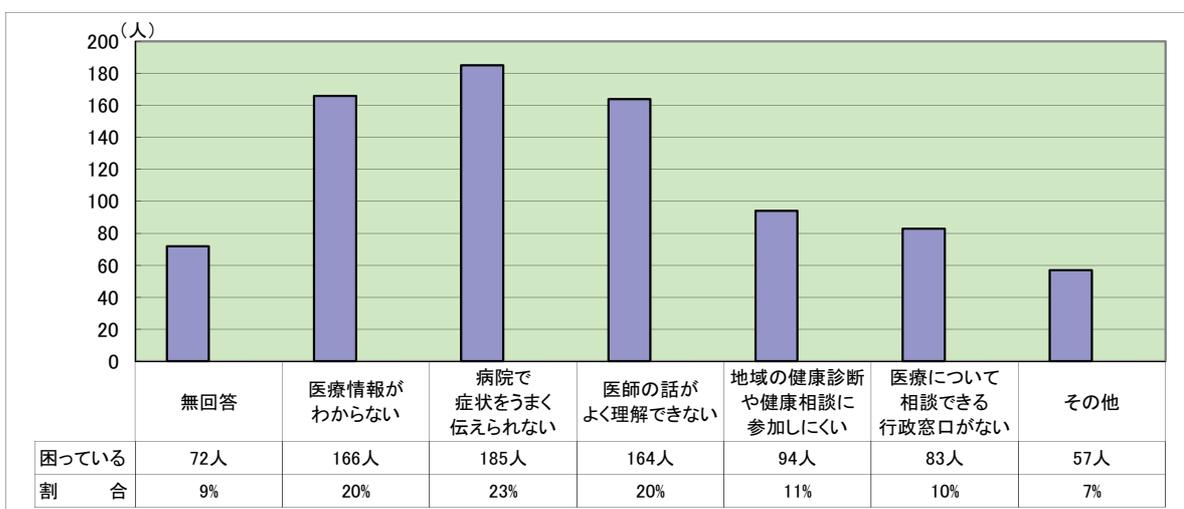
「医療について困っていること」は、「病院で症状をうまく伝えられない」が23%、「医療情報がわからない」と「医師の話がよく理解できない」が20%であった。

また、「今後必要であると思うこと」については、「多言語での情報提供の充実」が23%、「多言語で対応できる医療に関する相談窓口の設置」が18%、「多言語問診票を各医療機関へ置く」、「通訳ボランティアの支援」、「予防接種や健康相談の多言語での情報提供」が共に16%となっている。

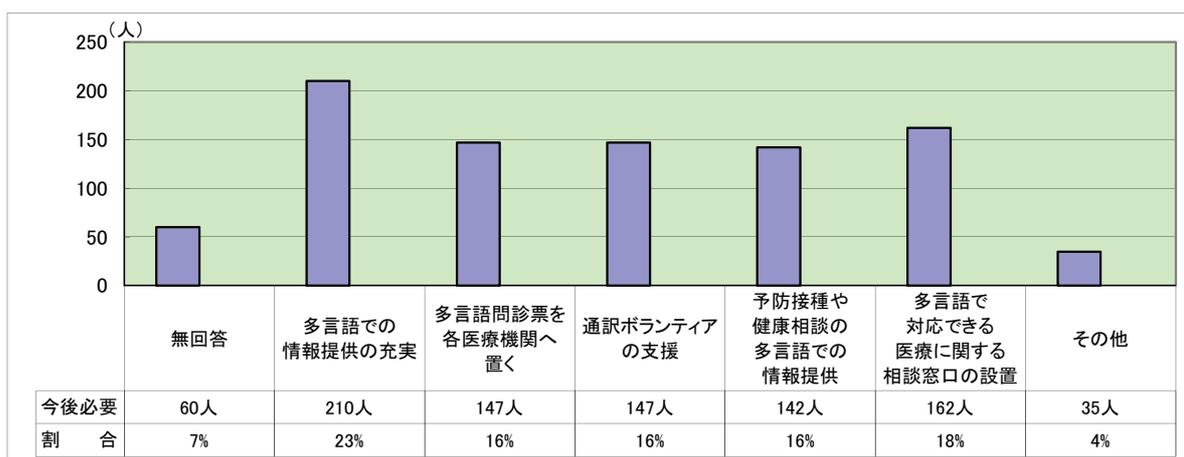
日本語がわからない外国人が医療機関を受診する場合は、通訳等がないと十分な対応が受けられないため、多言語での医療情報の提供や医療機関の協力が必要になる。

設問3.「医療」についておたずねします。

①困っていることは



②今後必要であることは



【主な自由意見】

○最近、病院で難しい日本語がわからずとても困ったことがあった。多言語対応可能な病院の情報が必要と思う。

○医療のテーマは複雑なので、理解できる言語での支援がほしい。

○医療のことはかなり理解しにくい。

【住居について】

【調査結果】

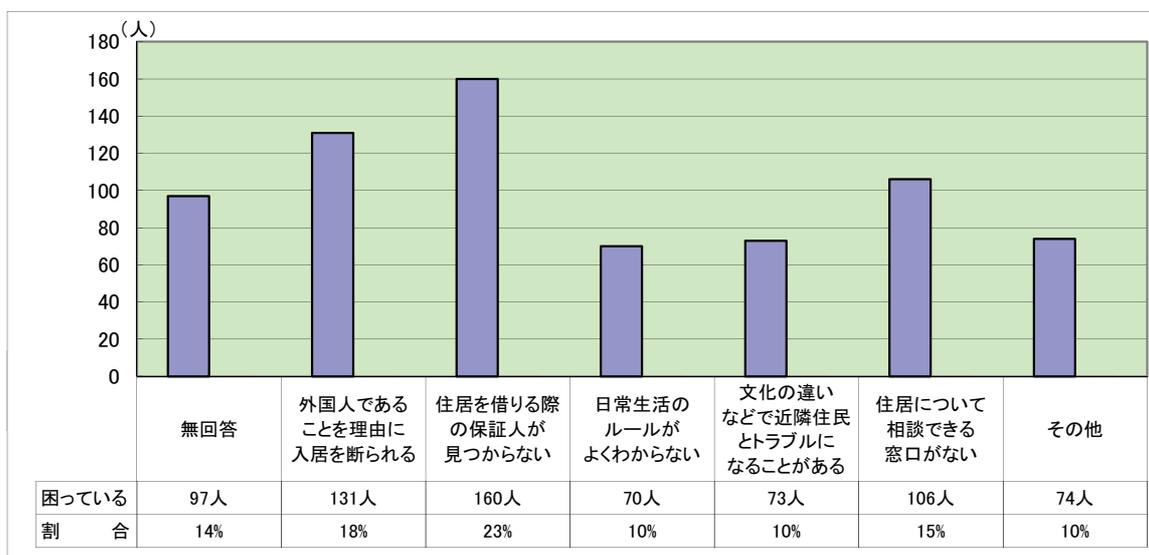
「住居について困っていること」は、「住居を借りる際の保証人が見つからない」が23%、「外国人であることを理由に入居を断られる」が18%、「住居について相談できる窓口がない」が15%であった。

また、「今後必要であると思うこと」については、「多言語での情報提供の充実」が21%、「住居を借りる際の代行保証制度の充実」が20%、「住居に関する多言語でのガイドブックの配布」が16%となっている。

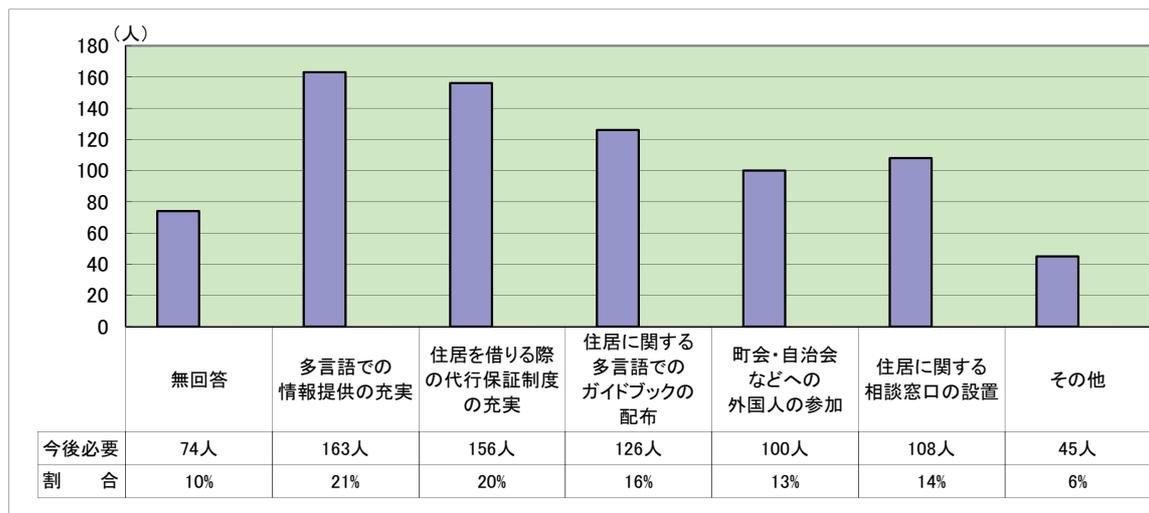
外国人が住居を借りる際に「貸主がなかなか見つからない」ことや「保証人を見つけられない」ことなどの問題があるため、住居に関する情報提供や不動産業者などへの働きかけが必要である。

設問4. 「住居」についておたずねします

①困っていることは



②今後必要であることは



【主な自由意見】

- 住居の賃貸契約の際、全部とは言わないが多くの不動産業者が権利金などの預託金の返還に関して説明が十分ではない。
- 自分で部屋を借りたことがないので、関連する手続きがわからない。

【就労について】

【調査結果】

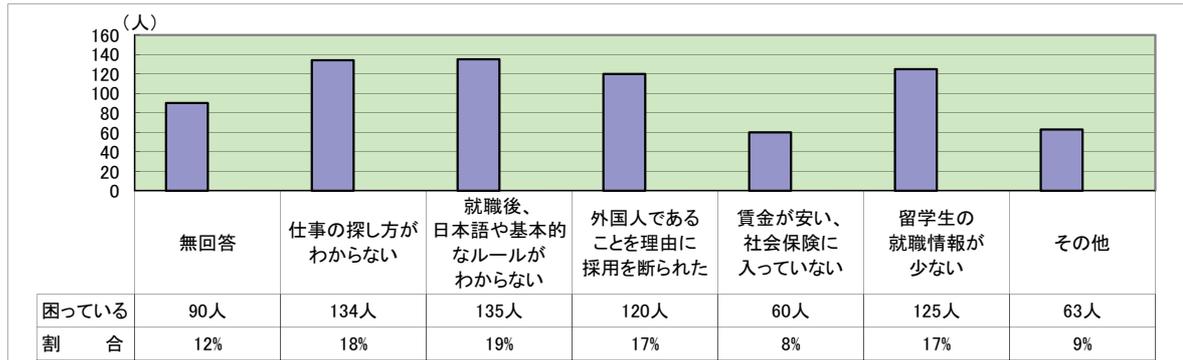
「就労について困っていること」は、「就職後、日本語や基本的なルールがわからない」が19%、「仕事の探し方がわからない」が18%、その他、「外国人であることを理由に採用を断られた」が17%であった。

今後、「必要であると思うこと」については、「日本で働くためのマナーや面接などの研修の実施」が23%、「外国人労働者の就業環境の改善」が22%、「就業者に対する日本語での学習支援」が17%となっている。

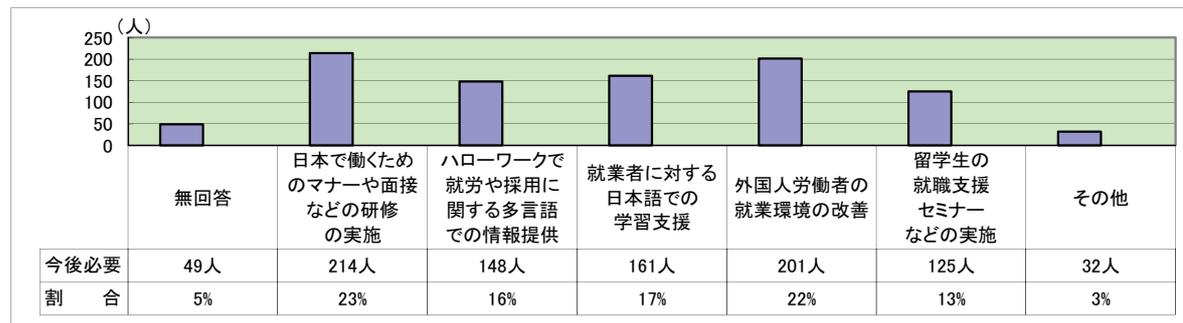
外国人の就労については、仕事をするうえでのコミュニケーションをはじめ、仕事の探し方や採用など課題は様々であるが、外国人労働者に日本で働くためのルールやしぐみについての正しい知識をわかりやすく提供することが必要である。

設問5.「就労」についておたずねします

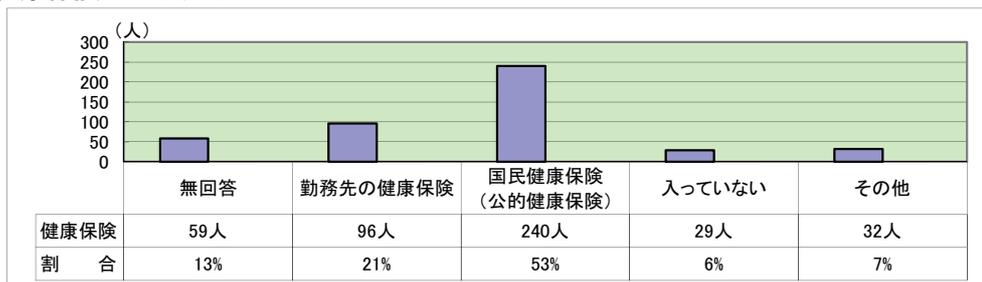
①困っていることは



②今後必要であることは



③健康保険への加入は



【主な自由意見】

○外国人の友人は容易に就職ができない状態にある。もし可能なら、国際協会が就職先を探し、雇い主と労働者の橋渡しをしてほしい。

○八王子ではアルバイトができない。いつも「外国人は無理です」と言われる。

○特別永住者にもっと就職の選択を広げていただきたいと思う。

○外国語で書かれていない、漢字で書かれた町会・自治会の回覧板は、ほとんどの外国人は読めない。日本語集中講座と技術養成講座の実施を希望する。

【防災について】

【調査結果】

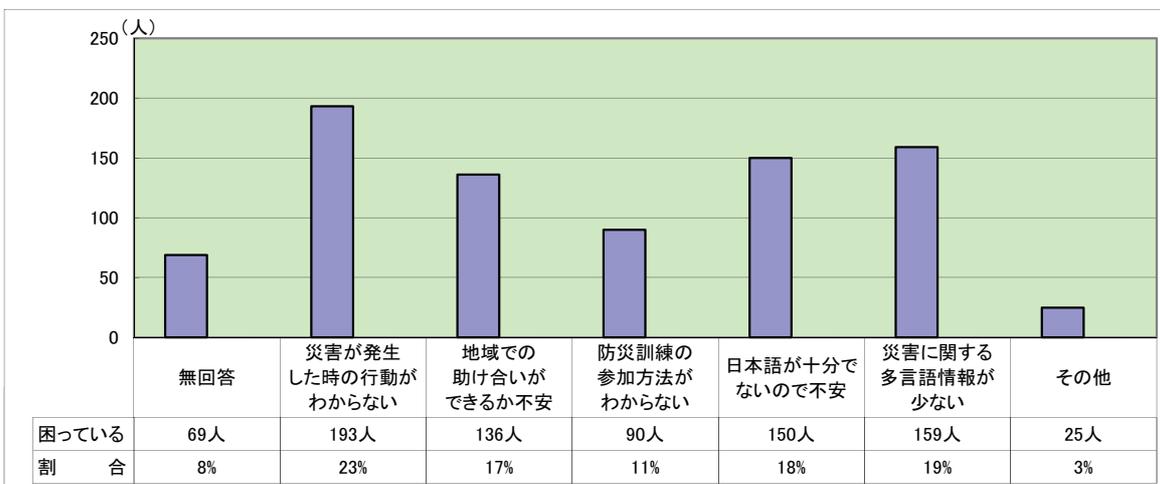
「防災について困っていること」は、「災害が発生した時の行動がわからない」が23%、「災害に関する多言語情報が少ない」が19%、「日本語が十分でないので不安」が18%、「地域での助け合いができるか不安」が17%であった。

また、「今後必要であると思うこと」については、「多言語での防災マップや行動マニュアルの配布」が28%、「災害時の通訳や多言語での情報提供の充実」が21%、「フェイスブックなどインターネットを利用した災害情報の多言語での提供」が17%となっている。

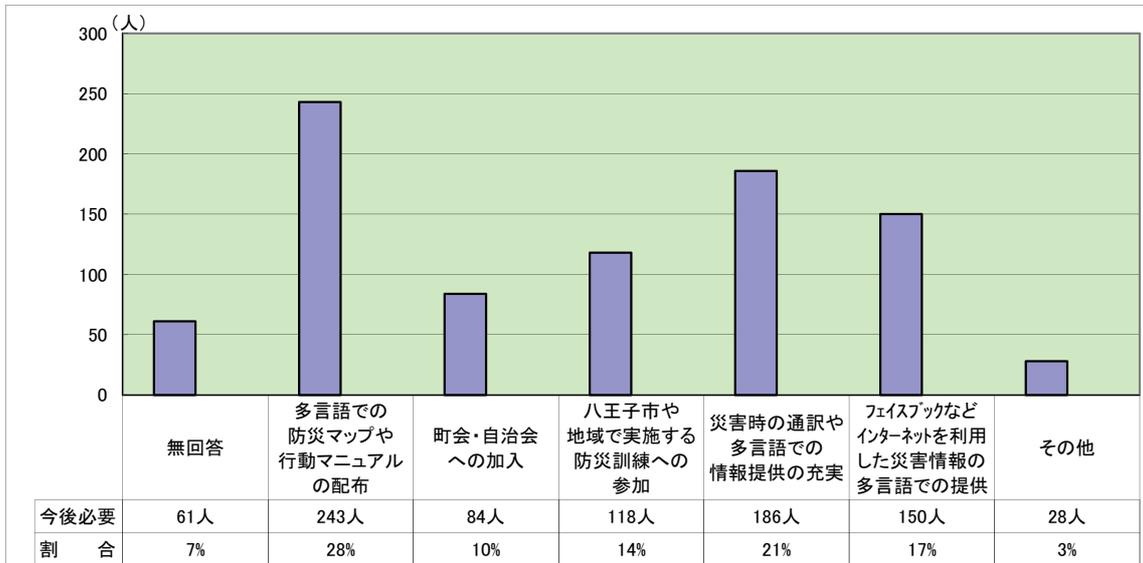
地震による災害がほとんどない国からきた外国人にとって、地震が発生した時の行動や災害に対する基本的知識が少ないため、災害時の多言語による情報提供や防災意識の啓発が必要である。

設問6. 「防災・災害」についておたずねします

①困っていることは



②今後必要であることは



【主な自由意見】

- 八王子市における防災訓練予定表を、多言語にして情報を配布してほしい。
- あの大地震の後の地震に関する情報は日本語が大変難しく、理解できなかった。多言語でのサービスが可能ではないか。
- 大震災後、所々にはホットスポットがあると聞く。東京は安全だといわれているが、まだ不安を抱えている。普段の生活の中で、どうすればいいか。何か注意事項などがあれば、みんなに知らせてほしい。

【生活に関する情報・相談について】

【調査結果】

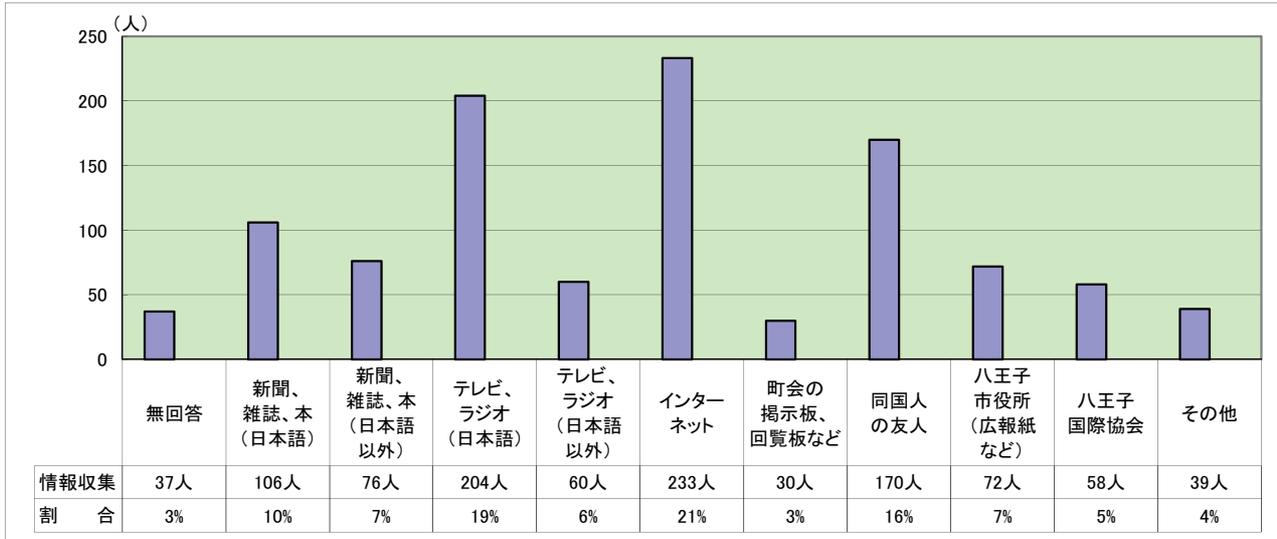
「生活に関する情報の入手先」は、「インターネット」が最も多く21%、次いで「テレビ、ラジオ(日本語)」が19%、「同国人の友人」が16%となっている。

また、「困ったときの相談相手」は、「同国人の友人」が最も多く23%、次に「家族、親族(日本にいる)」が19%となっている。

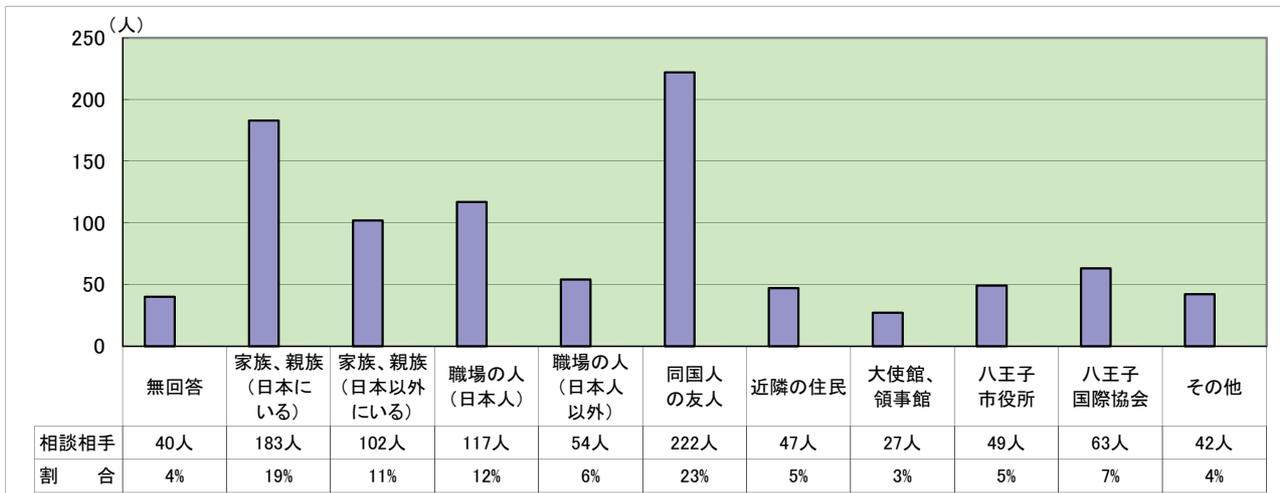
外国人に対する情報提供は、現状ではインターネットが最も有効な手段であるとともに、同じ文化をもった同国人同士が情報交換できるよう、同国人同士のネットワークを育成・支援する必要がある。

7. 「生活に関する情報・相談」についておたずねします

①情報の入手先は



②困ったときの相談相手は



【主な自由意見】

○市が外国人に対し、日本語の学習の機会を提供することが大事。

○外国人が困ったことが起きたときに、何でも相談できる窓口が必要。もしあるならもっと周知してほしい。

○外国人が日常生活を送りやすい方法をもっと提供していただければ幸いです。

○八王子市に住む外国人のために、もう少し分かりやすい翻訳サービスができればもっと良かったのに。

2. 日本人を対象としたアンケート調査

【目的、対象地域】

国際化推進プランの策定にあたり、日本人市民が外国人に対しどのような意識を持っているかを把握するため、町会の協力を得てアンケート調査を実施。

対象地域は、外国人が集住する北野町・唐松町・小比企町一丁目及び二丁目の各町会で、これまで八王子国際協会の事業等で関わりのある町会で実施した。

また、平成18年(2006年)に締結した海外友好交流都市との市民交流についても、今後の市民交流の参考とするため併せて調査を行った。

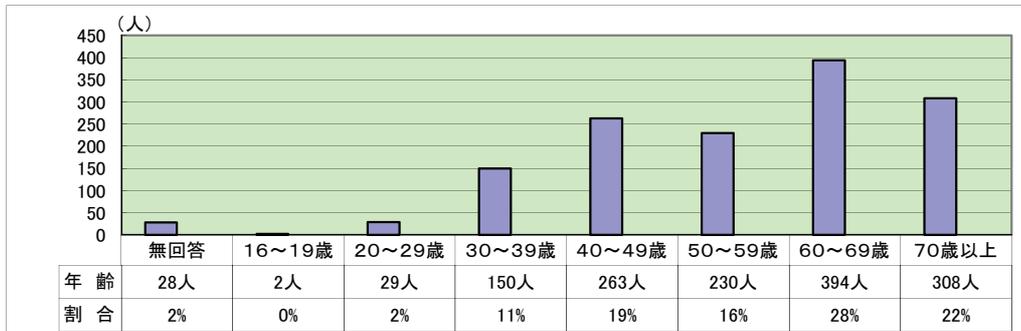
設問1. あなた自身のことについておたずねします。

【調査結果】

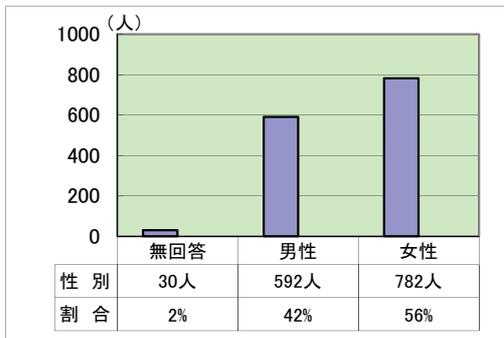
<性別、年齢、居住期間、住みやすさ、職業>

- ・年齢は、「60歳～69歳」が28%と最も多く、次いで、「70歳以上」が22%であった。
- ・性別は、「男性」が42%、「女性」が56%、「無回答」が2%
- ・居住期間は、「10年以上」が88%で最も多かった。
- ・八王子市の住みやすさは、「住みやすい(36%)」と「まあまあ住みやすい(52%)」を併せると、88%が「住みやすい」と感じている。
- ・職業は、「専業主婦」が23%、「会社員」が21%、「アルバイト・パート」が15%であった。

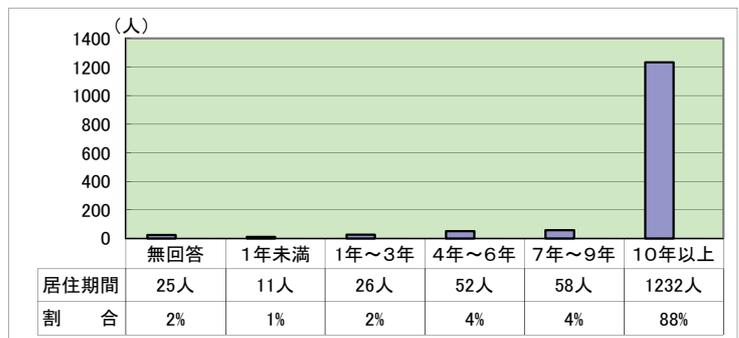
①あなたの年齢は



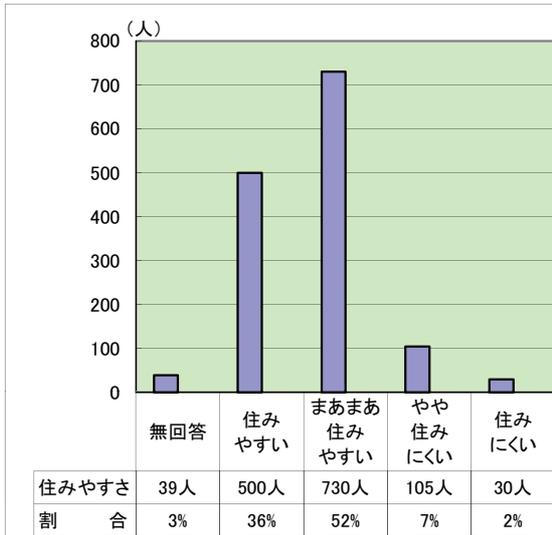
②あなたの性別は



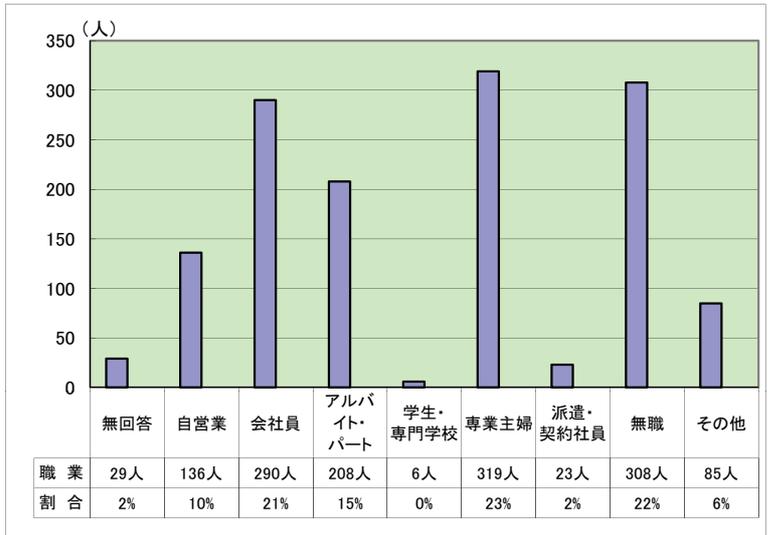
③八王子市での居住期間は



④八王子市の住みやすさは



⑤あなたの職業は



設問2.「地域の国際化」についてお尋ねします。

【外国人の印象、近所に外国人が住むことについて】

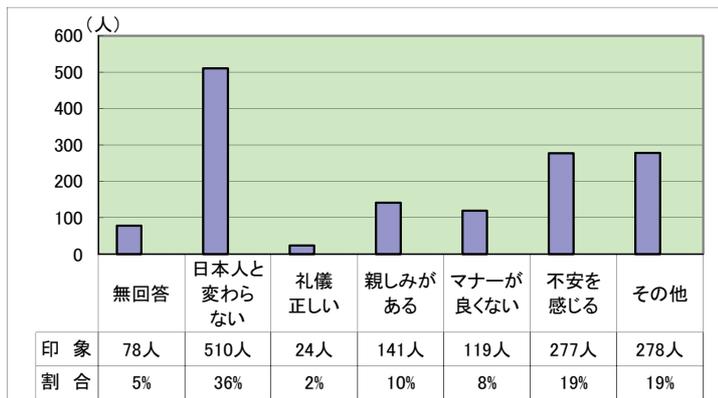
【調査結果】

「外国人の印象」については、「日本人と変わらない」が36%、「礼儀正しい(2%)」「親しみがある(10%)」を併せて12%、「マナーが良くない(8%)」「不安を感じる(19%)」を併せて27%となっている。

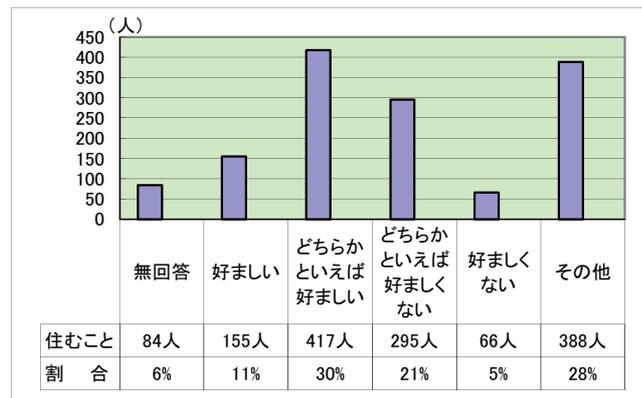
また、「近所に外国人が住むこと」については、「好ましい(11%)」「どちらかと言えば好ましい(30%)」を併せると41%、「どちらかと言えば好ましくない(21%)」「好ましくない(5%)」を併せると26%となっている。

回答者の約4割は、「近所に外国人が住むこと」を好ましく思っている一方、約3割が外国人に対してマイナスの印象を持っており、外国人が生活するうえでまだまだ解決すべき問題があることが予想される。

①外国人の印象は



②近所に外国人が住むことは



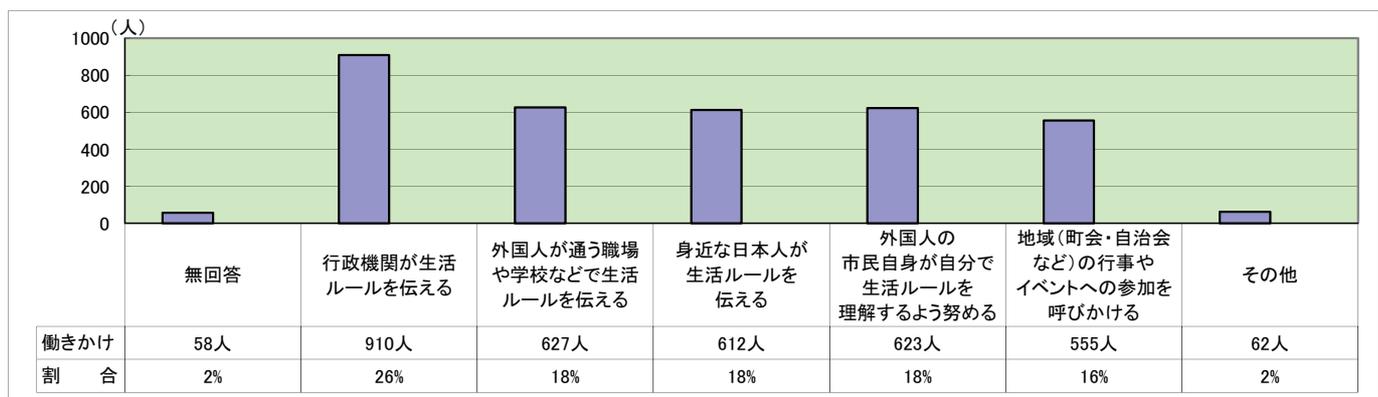
【外国人に必要な働きかけについて】

【調査結果】

「行政機関が生活ルールを伝える」が26%で最も多く、「外国人が通う職場や学校などで生活ルールを伝える」が18%、同じく、「外国人市民自身が自分で生活ルールを理解するよう努める」が18%、「身近な日本人が生活ルールを伝える」が18%である。

近隣住民とのコミュニケーションに加え、市や国際協会などの機関による多文化共生に関する啓発活動が求められる。

③外国人に必要な働きかけは



【主な自由意見】

○友人の外国人は、社会のルールがわからず、とても苦労している。

○お国の料理を出して祭りをやるとかサンバカーニバルをするとか、主役になるようなイベントをしたらいいと思う。日本人は祭りが好きなので。

○日本人の方々にも言えることですが、マナー、清潔感を大事にしてほしいと思う。

○近所に外国人がいた場合、その方が望むならば、いろいろな面で出来る限り支えてあげたいと思う。

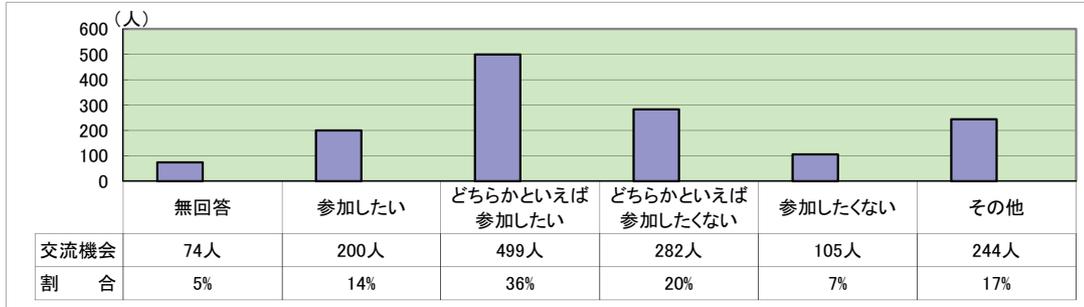
【外国人との交流事業への参加の意向について】

【調査結果】

「外国人との交流機会の意向」については、「参加したい(14%)」「どちらかと言えば参加したい(36%)」を併せて50%、「どちらかと言えば参加したくない(20%)」「参加したくない(7%)」を併せて27%であることから、回答者の半数が交流の機会を望んでいることが窺える。

「交流事業には参加したい」との回答が、「参加したくない」を上回っていることから、日本人市民が外国人や異文化に関心があることが窺える。

①外国人との交流の機会があれば



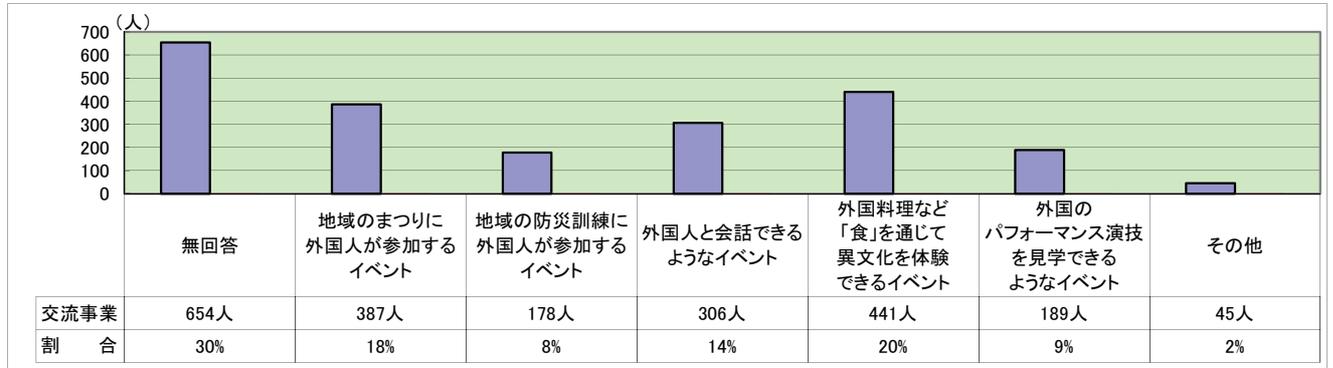
【参加したい交流イベント】

【調査結果】

「参加したい交流イベント」は、「外国料理など「食」を通じて異文化を体験できるイベント」が20%、「地域のまつりに外国人が参加するイベント」が18%、「外国人と会話できるようなイベント」が14%である。

回答者の約半数が、地域のまつりなどで「食」を通じた異文化体験や、外国人と接する機会を望んでいることが窺える。

②参加したい交流イベントは



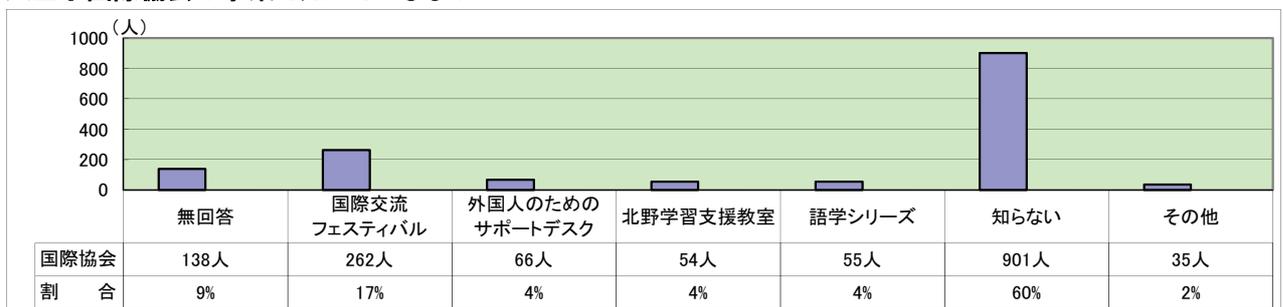
【八王子国際協会の事業について】

【調査結果】

「八王子国際協会の事業」については、「知らない」が60%と最も多く、知っている事業では「国際交流フェスティバル」が17%で最も多かった。

八王子国際協会の活動内容は徐々に認知されてはいるが、より一層の広報活動が必要である。

③八王子国際協会の事業で知っているもの



設問3.「海外友好交流都市」についておたずねします。

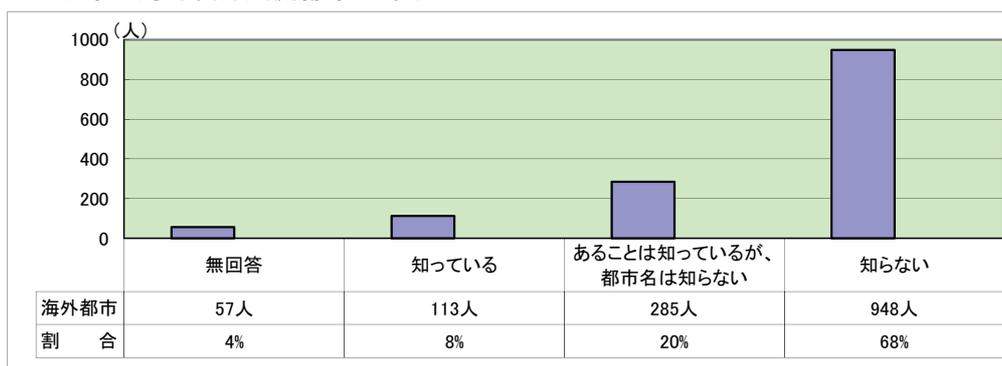
【海外友好交流都市との交流について】

【調査結果】

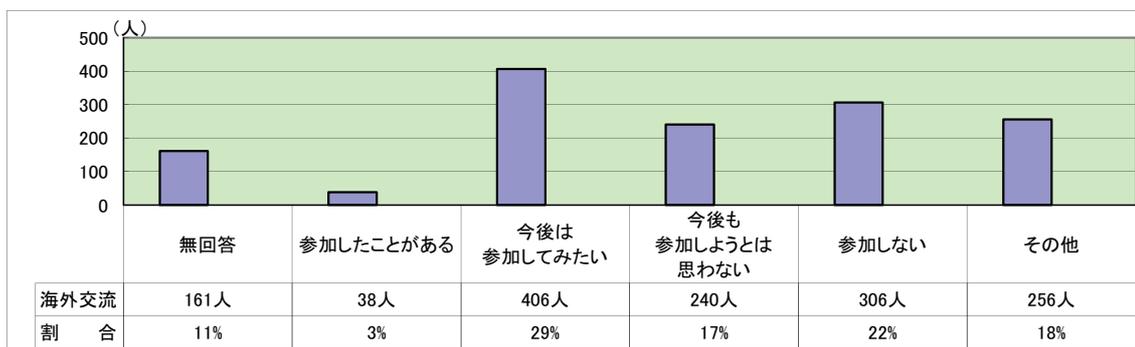
「海外友好交流都市(泰安市(中国)、高雄市(台湾)、始興市(韓国))があること」については、「知らない」が68%、「あることは知っているが、都市名は知らない」が20%、「知っている」は8%であった。一方、「海外友好交流都市との交流事業の参加」については、「今後は参加してみたい」が29%と最も多かった。

海外友好交流都市は平成18年(2006年)に締結し、平成24年(2012年)で6年目を迎えるが、市民の認知度は低い。一方、海外都市との交流事業には「参加してみたい」との回答は多い。

①八王子市に海外友好交流都市があることは



②海外友好交流都市との交流事業は



【海外友好交流都市との交流事業について】

【調査結果】

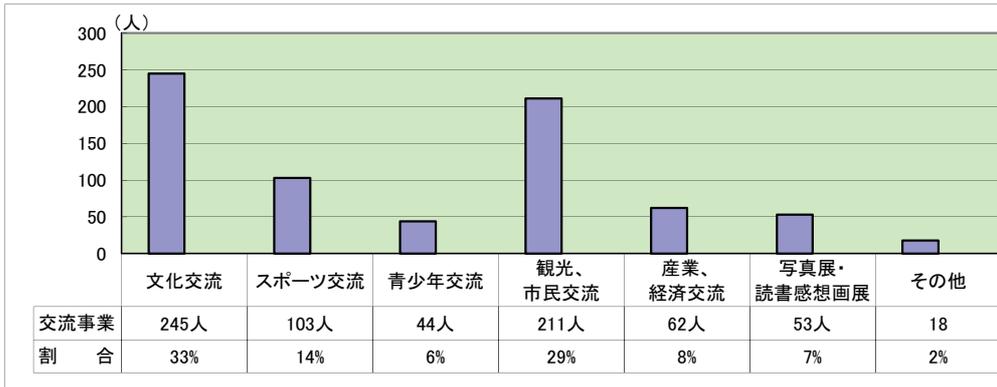
回答した人のうち「今後参加したい交流事業」の内訳は、「文化交流」が33%、「観光、市民交流」が29%で多かった。

海外友好交流都市との交流希望者は気軽に体験できる観光や文化の分野における交流を望んでいる。

③参加したことの交流事業は



④今後参加したい交流事業



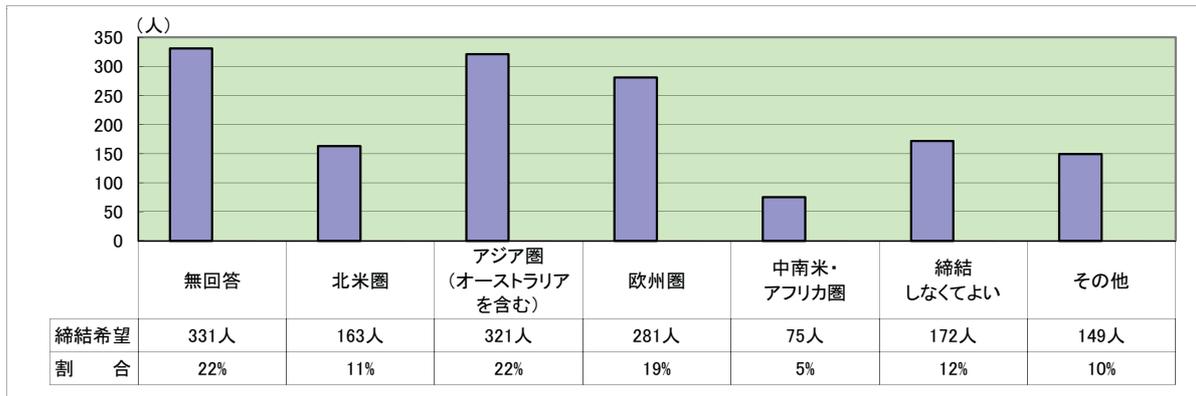
【今後友好交流を締結してほしい国について】

【調査結果】

無回答が最も多かったが、回答者の中では、「アジア圏(オーストラリアを含む)」が22%と最も多く、次いで、「欧州圏」の19%であった。また、「締結しなくてよい」との回答は12%であった。

近隣都市(アジア圏)との締結希望のほか、欧州圏との交流を通じて異文化を体験したいとの意見もあった。

⑤今後友好交流を締結して欲しい国(地域)



【主な自由意見】

- 子供達には是非いろいろな交流の機会を与えてもらいたい。
- 経済の向上が見込めるなら活発に進めるべき。
- 「市民交流事業に参加したい」と思わせるようなアピールをしないと興味がわかない。
- 友好交流都市となる意義がわかりません。写真展などしても世の中には様々に情報があふれている。市がわざわざそういうものを開催することに意味があるのか。
- 八王子市ももっと国際的な視野に立つよう、ヨーロッパ、アメリカ等と交流都市を結べば良いと思う。
- 言葉が通じなくとも共感できるイベント(民族楽器のコンサートなど)があれば良い。
- 韓流がきっかけで、1年に2~3回韓国に行き、ハンゲルも勉強している。韓国風料理を習える機会があったら、ぜひ、参加したい。
- 高雄市だけは知っているが、中国と韓国は知らなかった。

八王子市国際化推進プラン検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における国際化推進施策の基本理念、施策の方向性等を示した八王子市国際化推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、八王子市国際化推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) プランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 市長は、委員が欠けたときに、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項の委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、正当な理由により委員が欠席する場合、当該委員の代理として当該委員が指名した職員を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会は、原則、公開とする。ただし、委員会の決定により、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民活動推進部国際交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選出区分	選出理由等	人数
学識経験者	専門的立場から学識経験者の意見を求める	1名以内
八王子国際協会関係者	外国人支援に携わる立場から意見を求める	2名以内
公募による市民	広く市民の立場から意見を求める	2名以内
外国人市民会議関係者	外国人市民会議の第1期から第3期までの提言書作成に関わった委員から意見を求める	5名以内

八王子市国際化推進プラン検討委員会 委員名簿

【平成25年（2013年）3月現在】

役職名	区 分	氏 名	出身国 ※外国人のみ	所 属 等
委員長	学識経験者	もりも たけお 森茂 岳雄	—	・中央大学文学部教授 ・外国人市民会議第1～3期会長
副委員長	八王子国際協会	おかせえ けんすけ 岡添 健介	—	・八王子国際協会 理事長
委 員	外国人市民会議 (教育)	みん よんふみ 関 榮和	韓 国	・前八王子国際協会理事 ・外国人市民会議第1～3期委員
委 員	外国人市民会議 (医療)	たにがわ そうせい 谷川 宋正	中 国	・外国人市民会議第2・3期委員
委 員	外国人市民会議 (住居)	ちよう せいわ 張 世和	中 国	・外国人市民会議第2・3期委員
委 員	外国人市民会議 (就労)	しゅれすた たら ぼぶ シュレスタ タラ バブ	ネパール	・八王子国際協会理事 ・外国人市民会議第3期委員
委 員	外国人市民会議 (防災)	ひらの てるお 平野 輝雄	—	・八王子国際協会 防災プロジェクト委員長 ・外国人市民会議第3期委員
委 員	八王子国際協会	ちこの みはる 児野 美晴	—	・八王子国際協会
委 員	市民公募	たてやま じょうたろう 館山 丈太郎	—	・市民
委 員	市民公募	よしもと ともひこ 吉本 友彦	—	・市民

○ プラン策定までの検討経過

			開催日	開催内容	
外国人市民会議	18年度 (2006年度)	第1期(教育)	第1回会議	平成18年(2006年)9月19日	○会議の設置について概要説明 ○意見交換
			第2回会議	平成18年(2006年)11月11日	○体験談に基づく意見交換(現状把握)
			第3回会議	平成18年(2006年)12月23日	○体験談に基づく意見交換(課題と対策)
			第4回会議	平成19年(2007年)1月20日	○現場で活動する方々の聞き取り
	19年度 (2007年度)	第2期(医療・住居)	市民フォーラム	平成19年(2007年)2月24日	○グループに分かれての討議・報告 1 子どもの教育に関わる情報提供について 2 学校・地域における子どもへの学習支援について 3 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進について
			第5回会議	平成19年(2007年)4月14日	○提言内容について ①
	20年度 (2008年度)	第2期(医療・住居)	第6回会議	平成19年(2007年)5月20日	○提言内容について ②
			第1回会議	平成20年(2008年)3月19日	○会議の設置について概要説明 ○意見交換 ○検討の進め方について
			第2回会議	平成20年(2008年)4月6日	○各委員の体験談に基づく意見交換(現在の状況の把握)
			市民フォーラム	平成20年(2008年)5月25日	○講演 1 「外国人に係る住居の現状と取組みについて」 2 「外国人に係る医療の現状と取組みについて」 ○意見交換
			第3回会議	平成20年(2008年)7月6日	○現況及び課題の把握とその対策(市民フォーラムを受けて)
	21年度 (2009年度)	第3期(就労・防災)	第4回会議	平成20年(2008年)9月21日	○提言内容について ①
			第5回会議	平成20年(2008年)10月19日	○提言内容について ②
	22年度 (2010年度)	第3期(就労・防災)	第1回会議	平成22年(2010年)2月27日	○会議の設置について概要説明 ○意見交換 ○検討の進め方について
			第2回会議	平成22年(2010年)3月28日	○現在の状況の把握(各委員の体験談に基づく意見交換)
			第3回会議	平成22年(2010年)4月18日	○現在の状況の把握とその対策
			第4回会議	平成22年(2010年)6月6日	○現在の状況の把握とその対策(防災体験を受けて)
市民フォーラム			平成22年(2010年)7月24日	○講演 1 「外国人に係る就労の現状と取組みについて」 2 「外国人に係る防災の現状と取組みについて」 ○意見交換	
第5回会議			平成22年(2010年)9月12日	○現在の状況の把握とその対策(市民フォーラムを受けて)	
第6回会議			平成22年(2010年)10月24日	○提言内容について ①	
第7回会議	平成22年(2010年)12月5日	○提言内容について ②			
市民アンケート	23年度 (2011年度)	-	平成23年(2011年)11月1日～11月30日	○外国人に関する市民アンケート調査 回答者数(回収率) : 外国人 456人(91.2%) 日本人 1,404人(40.4%)	
国際化推進プラン検討委員会	24年度 (2012年度)	第1回会議	平成24年(2012年)9月28日	○検討委員会設置の経過及び今後の事務日程について ○プランの素案の検討 ①	
		第2回会議	平成24年(2012年)10月19日	○プランの素案の検討 ②	
		第3回会議	平成25年(2013年)2月1日	○プランの原案の報告	
パブリックコメント	24年度 (2012年度)	-	平成24年(2012年)12月15日～平成25年(2013年)1月14日	○プランの素案のパブリックコメントを実施 国際交流課、市政資料室、各事務所、各市民センター、各図書館、八王子国際協会、市ホームページにて公開 意見数 : 3件	

八王子市多文化共生推進プラン

平成25年（2013年）3月

発行	八王子市
編集	八王子市 市民活動推進部 国際交流課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話	042-620-7437
E-mail	b051000@city.hachioji.tokyo.jp
協力	八王子国際協会
表紙デザイン	サレジオ工業高等専門学校 デザイン学科4年 小駒 梓

